

平成 26 年 9 月 18 日

第 3 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成26年9月18日(木) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 09 時 00 分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集を頂きましてありがとうございます。

ただ今、出席議員は 14 名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、6 番 村岡清邦君、10 番 尾崎忠義君を指名致します。

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

2 番、塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

おはようございます。塩野拓二です。

一般質問させていただきます。

2 点についてさせていただきます。

まず第 1 点は、町民のアンケート調査の実施であります。

私はこれまで何度も、目安箱の設置についてお願いしてきました。

しかし町長は、名前や住所を明記していない意見より、町政報告会や対話集会で堂々と言う意見の方に意味があるとして、設置には否定的です。

しかしながら、私が言っている目安箱は、町の施策だけでなく、職員の待遇など窓口における役場の行政サービスの向上も目的であり、職員の意識改革の為にも良いことだと思います。

町長、職員の窓口のサービスは完璧でしょうか。

町民はすべて満足しているとお考えでしょうか。

ご答弁よろしく申し上げます。

先日、滝川市に視察に行ってきましたが、そこでは、市民に自由に意見を書いてもらう方式ではなく、あらかじめ示した項目、例えば言葉遣い、職員の町民に対する説明の丁寧さ、身だしなみなどにチェックをしてもらうアンケート方式で、職員の待遇態度などを聞いていました。

多度津町でも、こういった方式での実施はどうでしょうか。

役場を訪れた町民から気軽に感想を聞き、これからの窓口サービスの参考とするためには有効と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

2 点目です。

2点目は、広島市への支援についてです。

先日の大雨により、広島市では大規模な土砂災害で甚大な被害が発生しています。

そして多くの市民が避難生活を余儀なくされ、今後の復興の見通しも見えない状況にあります。

先の東日本大震災の時には、町として義援金を贈りましたが、今回の災害について、町として何らかの支援を行う予定はないかお伺いします。

以上です。よろしくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

塩野拓二議員のご質問のうち「町民アンケート調査について」お答えをしてみたいです。

議員ご要望の目安箱の設置も住民の意見を聞く一つ的手段ではあると認識はしております。

しかし現在、多くの町民の皆様からのご意見をお聞きする機会は、町政報告会や対話集会等設けておりますので、真摯な住民ニーズや意見は取り上げられていると考えております。

職員の接遇に関しましては、自己申告シートにて自分の言動に対する意識を高めるよう啓発をしております。

住民目線で住民サービスの向上を目指すため、今年も実施いたしますし、今後も継続的に行ってまいります。

職員の窓口サービスは完璧でしょうか、とのご質問ですが、どんなに完璧を目指していても、全ての町民に満足してもらえるのは困難なことだと思います。町民皆様から不満が出ず、最大公約数的な町民満足度が得られればよしと思っております。

今回議員が提案していただいた町民アンケート方式では、試験的に役場1階窓口にて実施し、参考にしたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に広島市への支援についてお答えをしてみたいです。

本年は台風や想定外の集中豪雨等により、広島市や北海道、関東地方等全国各地で広範囲にわたり被災され、亡くなられた方も多数に上りました。

心から哀悼の誠を捧げ、お見舞いを申し上げます。

近年、特別警報が発令される事が多く、昨年も伊豆大島や京都嵐山で土砂災害や洪水で大きな被害が起きました。

義援金に関しましては、3年半前の東日本大震災時には、多度津町と関わりのあった陸前高田市と亘野町に復旧、復興の為、支援金を贈りました。

広域にわたり地震や津波による未曾有の被害が発生したため、「頑張れ東北！

頑張れ日本！」を合言葉に全国的に暖かい支援の輪が広がっておりました。今回、支援をしようとするれば、広島県のみならず、全国各地で多数の市町村が該当すると思います。

その中で特定して支援することは難しいと考えております。

行政が支援をしようとするれば、税金を活用することになりますので、議会の承認が必要になってきます。

東日本大震災時にも議会にお謀りをいたしました。今後の対応にいたしましても、近隣市町の動向も考慮しながら、議員皆様のご意見もちょうだいで、考えていこうと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

以上で、塩野議員の一般質問に対する答弁は、町長からありましたが、塩野議員、再質問があればお受けいたします。

議員（塩野 拓二）

丁寧なご答弁ありがとうございました。

一つ目の町民のアンケート調査の分ですが、試験的にしていただけるということで、ありがとうございます。

予定としては、いつまでにかはお決めになられているかをお聞きしたいと思います。

それとあともう一つ、広島の支援についてですけれども、今私の方でも義援金じゃないですけれども、坂出の方の商工会であったりとか団体がもう何回も土砂の撤去であったりというのを聞いてます。

その方は職員さんとか市とかではなくて、有志で行かれとるんですけれども、思い立ったらする行動みたいな形ですごいなと思いつつながら、私も以前東日本大震災の時にボランティアに行ったんですけれども、そういったところで私らの以前の多度津支えあい隊ですか、の方も行かないかなという話で、今話が持ち上がったとるんですけれども、そういったところの部分で、義援金もそうですけれども些細なところの部分ではあるんですが、今町長おっしゃったように他市町の動向も大事やと思っておりますが、率先性に期待したいので、何らかの形でアピールしたい、してほしいなという期待を持ってご要望とさせていただきます。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

塩野拓二議員の再質問のうち、町民アンケート方式についてお答えをさせていただきます。

アンケート調査はいつまでかというご質問ですけれども、これから私どもの担当と相談をしながら適切な時期に適切な文言を使って、町民の皆様方のニーズを

把握できるような、またそういうアンケートを作ってやっていこうと思っております。

その時には、ご連絡を申し上げます。

以上です。

議長（志村 忠昭）

塩野議員いいですか。

議員（塩野 拓二）

先程言っていた適切な時期にということですが、また期間が延びずに、またもう一度質問しなくてもいいような時期によろしくお願いします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、2番、塩野議員の質問は終わります。

次に7番、小川保君。

議員（小川 保）

おはようございます。7番、小川保です。

本日は大枠で2点についてお伺い致します。

まず1点目、「スポーツを通じた教育について」お伺い致します。

文部科学省が第2期教育振興基本計画に掲げております「自立・協働・創造」であります。その中でも特に「自立」、個々の自立がまずは始まりとしておるようです。

辞書を引きますと、自立とは、「他の助けや支配なしに自分一人の力だけで物事を行う事、存在する事」と表現されております。

個の自立こそが始まりであり、これが出来ねば協働も創造も成し得ない事でしょう。

そして、自立には自己の理解が重要な要素であることは欠かせません。

また一方で、様々な担い手との協働を通じ、社会活動を活発に行っている若者たちは、現状に於ける自己を活動の中で理解しつつ、集団の中での自己表現も、うまく出来て来るようです。

ここにヒントが有る様に思います。

現在の学校教育の現場では、方法論や内容は非常に充実しており、また、それを使って指導される先生方も、適切に教える能力も充実しております。

が、一方で、学びの目的を見出す機会が少なく、目的を明確にできている若者は少ないのではないのでしょうか。

今こそ、学校教育と様々な社会教育との連携が、ことのほか重要になって来ているように思います。

さて、香川県には地域プロスポーツチームとして、野球の香川オリーブガイナースを始めとして、(ガイナースからはプロ野球に入団した選手もおります。)

そして、サッカーのカマタマーレ讃岐（今期、J2に昇格しましたが、J2といえども強敵揃いであり、残留確定をかけていよいよ、秋の陣が始まっております。）そして、バスケットボールの高松ファイブアローズ、アイスホッケーの香川アイスフェローズなどが有ります。

これだけの種目のプロチームがあるということは香川の誇りであり素晴らしい事です。

また、地域活性化のツールとしても地域の一人一人が支えていかなければなりません。

一方で、各チーム自体も地元で愛される活動、貢献する活動も求められています。

学校や地域のスポーツ少年団などを訪問して、技術指導、或いは交流活動を積極的に行っております。

現役のプロ選手だけでなく往年のプロ選手たちが地域を回り、様々な交流活動も行われております。

こうしたプロ選手による活動は、子供たちにとって技術向上のみならず、選手たちの生き様などを目の当たりにすることで強い刺激となっており、学校では得られない教育となるのではないのでしょうか。

これも、一つの社会教育との連携ではありませんか。

そして実際に、アイデアを練って、これらを積極的に取り入れている学校もあると聞いております。

是非、多度津町においても地域プロスポーツチームを始めとした各種団体の活動にも注視し、積極的に取り入れていくべきではないのでしょうか。

もちろんそれは、学びの目的を見いだすきっかけづくりであります。

スポーツは人々に感動を与え、地域を元気にする源になります。

子供だけでなく保護者の皆様方と共に体験して、多度津町の教育が充実し、活性化にも繋がると考えますがいかがでしょうか。

丸尾町長ならびに田尾教育長のお考えをお伺い致します。

次に2点目です。

「多度津駅自由通路の整備について」お伺い致します。

先日の、連合審査会に於きまして、多度津駅自由通路についての現状報告がありましたが、まだまだスタートラインに立ったばかりで議論はこれからでありましようが、しかし、早急に方向性を出さないといけない喫緊の課題である事は間違いないでしょう。

多度津駅自由通路は、線路によって南と北に分断されている両地域を結ぶ重要な手段であり、パークアンドライド駐車場や自転車置き場の利用者だけでなく、児童たちの通学路でもあります。

つまり、多岐に亘る重要な役割を担っております。

現在の自由通路は老朽化が著しく、耐震性も不明とのことで早急な対策が必要な事は十分認識されております。

連合審査会の報告では、JR側との議論が進まない為、町独自の方策を模索しているとのことでした。

この通路の整備は、バリアフリー化など今後の駅自体の整備にも大きく関わるほか、駅周辺の活性化対策や町有地の有効活用などの議論も出てくることは当然の事だと思います。

しかしながら、これらを全てクリアして整備を進めようとするれば、相当の期間を要する事になり、いつまで経っても整備に着手する事が出来ません。

これは非常に憂うことであります。

そこで質問です。

整備時期についての目標、通路整備に伴う様々な課題解決などを含めて、どのように進めて行こうと考えているのでしょうか。

また財源として「緊急防災減災事業債」を活用したいとの事ですが、その他の補助金などの活用も併せて出来ないのでしょうか。

現在の跨線橋の利用は、徒歩のみとなっておりますが、自転車や車椅子でも利用できますよう、エレベータ設備の設置などは考えられないのでしょうか。

丸尾町長および担当課長にお伺い致します。

以上、2点の項目につき、ご回答宜しくお願い致します。

ありがとうございます。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員のご質問のうち、「スポーツを通じた教育について」お答えをさせていただきます。

教育の意義は、人間性を創造することであり、一つの個としての独自性を持った人間に育てる事であり、あらゆる集団生活の中で目覚め、育まれてくると考えております。

議員ご指摘のように、香川県内には、四つの競技においてプロスポーツチームが存在しております。

多度津町も参加して、香川県全体でこれらのチームの支援体制を築いておりますし、交流活動も積極的に行っております。

今はプロ野球、中日ドラゴンズに在籍していますが、元オリーブガイナーズの又吉選手も多度津小学校グラウンドにて、子供達と交流したことがあります。

プロスポーツチームに限らなければこれまでに、豊原小学校へは、有名な陸上選手が訪れたり、白方小学校では、当時日本プロゴルフ協会会長の宮本選手がスラッグゴルフを指導してくれた事もあります。

県内四つのプロスポーツチームも交流事業に対しましては積極的な関わりを望んでいますので、このような機会をもっと増やしていくことが重要だと考えております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、詳しくは教育長よりお答えをさせていただきます。

続きまして、「多度津駅自由通路の整備について」お答えをさせていただきます。現在、多度津小学校の通学路として使用している、老朽化した跨線橋は、子供達の安全確保の為、建て替える必要に迫られております。

加えて、JR 駅南側のパークアンドライド駐車場を有効活用して、JR 利用者の利便性を高める事、JR 多度津駅周辺の活性化対策事業、そして起こる可能性が非常に高い南海トラフ大地震に備える為の避難通路としての役割も必須条件となってまいります。

このようなことを総合的に考えて、出来るだけ早く整備をしようとして現在進めているところですので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ詳しくは担当課長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いを致します。

教育長（田尾 勝）

小川議員の「スポーツを通じた教育」についてのご質問にお答えします。

小川議員の質問に対して、プロスポーツの活用についての考え方、プロスポーツ選手活用の現状の2点から、ご説明申し上げます。

1 点目の考え方については、プロスポーツ選手を活用することで、経験に裏打ちされた技術や合理的なトレーニングを学ぶことができます。

それだけでなく、社会人としての生き方や心構えについて、学習が可能となります。

実社会で活躍される人材を学校の中において活用していくことは、開かれた学校づくりを推進することにもつながります。

そのことで社会に繋がる学びの扉を開くだけでなく、子供の健全育成にも繋がると考えており、幼・小・中学校において、積極的に進めていこうと考えております。

2 点目の現状についてです。

文科省、香川県においても、プロスポーツ選手の活用については、協議力の向上などの目的で積極的に取り組もうとしており、いくつかの事業を展開しております。

本町、学校にとって価値ある事業については積極的に活用していきたいと考えており、議員が指摘されている地域プロスポーツチームをはじめとする各種団体の動きを注視しているところであります。

これまでの実績ですが、2 年前の平成 24 年度には香川県教育委員会のプロスポ

ーツ選手活用事業を活用して、香川オーリーブガイナーズ3回、高松ファイブアローズ2回、カマタマーレ讃岐3回を、多度津中学校への選手派遣をいただきました。

選手と部活動を共にする中で、子供達に指導、助言をくださいました。

同年、24年度ですけれども、公益財団法人日本体育協会のスポーツ選手活用体力向上事業を利用して、10000m世界陸上セリビア大会5位、シドニーオリンピック15位の陸上競技長距離の高橋千恵美選手を白方小学校に招聘し、陸上教室を開催することができました。

高橋選手にはスポーツの楽しさの講話、質問の後、一緒になってのウォーミングアップを進めるなど、手本を示しながら実技指導をいただきました。

ちょうど11月という時期で、学校の持久走の教材とも合致し、運動に親しむきっかけづくりができ、児童の意欲化を図られたと聞いております。

参加者は4、5、6年の79名、その際、保護者や地域の人にも呼びかけたそうです。

また多度津町も、厚生団体の一つである香川県地域密着型スポーツ活用協議会では、県内の四つのプロスポーツチームを生かした、地域の活性化と青少年健全育成を目指す取り組みが行われています。

その事業を活用して、具体的には児童、生徒と選手が共にして行う挨拶運動、見守り活動、福祉施設の訪問活動などの交流活動を行い、プロスポーツ選手の地域貢献活動を受け入れた取り組みを行っているところであります。

本年度は、プロスポーツ活用事業を利用して、多度津中学校においては香川オーリーブガイナーズ、カマタマーレ讃岐の両チームの選手とコーチが派遣されることが決定されています。

しかしこれまでに、全ての学校にこのような機会を提供しているわけではありません。

議員ご指摘のプロスポーツチームの活用の意義や目的を十分に理解し、限られた学校だけではなく、町内各学校で子供が在学中には一度はプロスポーツ選手、チームと触れ合う機会を設けていくことができればよいのではないかなど考えております。

またその際、活用による教育の効果を引き出すために、受入れ体制についても工夫をしていく必要があるのではないかと考えています。

さらに今後は、プロスポーツ選手にのみならず、有能な社会人の積極的な活用を進める中で学校の活性化が図られるよう学校への支援体制を整えていきたいと考えております。

以上、小川議員のご質問に対しての答弁とさせていただきます。

ご理解賜りますよう、お願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

小川議員ご質問の 2 点目、「多度津駅自由通路について」答弁をさせていただきます。

一つ目の整備時期に関して、財源となりうる「緊急防災減債事業債」の執行期限が今後 3 ヶ年でありますので、今後 J R との協議の中、早急に現地調査に入り、協議資料等の作成にかかり、来年度の基本設計の準備資料にいたしたいと考えております。

したがって、来年度基本設計、実施設計作成後、28 年度整備完了を目指し、自由通路としての機能を保ちつつ、緊急避難路としての主体性を考慮しつつ整備計画を立ててまいりたいと思います。

また二つ目の整備財源について、今後道路、歩道との取り合わせ部分もあることから、議員のおっしゃる通り有利な事業、交付金事業等ございますが、その手法も検討をいたしながら整備を進めてまいりたいと考えております。

三つ目のご質問のエレベーターの設置についてでございますが、現段階での計画の中では歩行者と自転車の通行を基本的に考えており、通路自体の建設に多額の費用を要することから、現状ではむずかしいと考えますが、J R が今後行う多度津駅バリアフリー化に伴い、基本計画の中で将来の施策も考慮した整備計画を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが小川議員ご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、小川議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、小川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

皆さん方のご回答の最後に、ご理解いただきますようお願いいたしますということでございます。

大方については理解いたしました。

残念ながら一部については、少し物足りないという考えがあります。

まず、スポーツを通じた教育についてでございますけれども、田尾教育長の方からありましたように、その時点での児童、子供達ってというのは、その指導を受けられて、自分なりにある程度のある考えを持って社会に出ていくという事ができておりますけれども、ご回答の中にもありましたように継続的に、計画的に必ず一度は受けられるんだと、そういう教育、これが非常に大切ではないかなというふうに思います。

したがってきめ細かな計画を今後ぜひお立ていただいて、そういうお考えがあ

るかどうかについて、一言お願いしたいと思います。

これがまず一つ目です。

二つ目、多度津駅自由通路の整備についてでございます。

今、島田課長からお答えいただきました 28 年度中に完成をするということで理解をしてよろしいのかなと改めて確認でございます。

もう一つは、やはりバリアフリー化っていうのは今後非常に大事になってきます。

多度津町で住もうかと、住みたいなと思っても階段しかないようなところでは住められへんかと。

つまり我々も含めてですが、高齢化しつつあるこの現状を踏まえるとエレベーターを設置するなんていうのは当たり前のことであって、お金が足りない、予算がない、じゃあお金ってどのくらいかかるんですか。

エレベーターの設置に具体的に見積もりをしたのか、そういったところのお答えをお願いしたいと思います。

議長よろしくお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

小川議員のきめ細かなそういう計画があるのかどうかというお話だったと思います。

まず小川議員が前段で言われた、先程の質問の中に社会教育と学校教育の融合というお話があったわけですが、今現在社会人の活用については、学校の方で計画的に総合的な学習とか、学級活動とかで計画的に人材活用して子供の教育に生かしていこうという取り組みは行われています。

ただその中に、今ご指摘のプロスポーツの活動というのを計画的に取り込んだらどうかということですが、これについては、そのスポーツ団体とのいろんなやりとりとか計画いうんですかね、それを打ち合わせして行って計画を詰めていく必要があると思うので、そのあたり、どういうことをすれば計画的に各学校に導入することができるかということについては、やりとりをしながら進めていきたいなというふうに思います。

ただ議員さん言われたように、社会人の活用、プロスポーツの活用については、計画的に進めることで教育効果とか触れ合い活動が濃密になっていくのではないかなというふうに思いますので、今後の検討課題だと思っております。

以上で再質問についての答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

小川議員の再質問に関しまして、まず 1 点目。

平成 28 年を目指すと回答で申し上げた完了年度はそれでいくのかということでございますので、確かに J R との協議いろいろ保線区、電気区、その他設備

関係の部署と今後 10 月以降入っていくこととなります。

その検討課題の中での時間帯をしながら、現地の先程申しました調査をいたし、その構造体の基礎部分とかいろいろな構造上の部分の、若干概要をこの年度で新たにし、来年度その内容を基に基本設計に入りたいと。

その基本設計の内容も含めた中で、今後議会の皆様方にも検討をしていただきたい部分をお知らせしながら、それをはめていくということになります。

ですから完了年度は最悪 28 年度をもっての事業債を繰越す場合も無きにしても非ずですが、一応 28 年で完了という事で今のところ私の方は思っております。

バリフリー化の 2 点目のお話でございます。

もう予讃線の西条、新居浜、それと高架事業の進んでおる丸亀、宇多津、高松、坂出部分につきましては、乗降客が 5,000 人以上にしましてはもう J R がすでにバリアフリー化を完了致しております。

我々の多度津駅が乗降往復で 4,000 人以上という事の中で、今国交省が J R に課しておるのは、平成 31 年をもってバリアフリー化をしろと、こういうふうなお話を賜っているそうです。

ですから J R としましては、喫緊の課題は課題ながら、町としてこの間委員会でもお話ししたようにやはり老朽化の対策を早くしないと地震というものは台風じゃありませんので、いつかかるか分かりませんので、その対策を町として早急にすることの中で取り組んでおることですから、そのバリアフリー化というのは当然昨今の時代の中では取り組まなければならない事業かと考えておりますが、J R さんの乗降の為のお客さんなのか、南から北へ渡る人の理に関するものなのか、これも含めてお話をさせていただきながら、基本計画の中で反映出来たらと思っております。

一応エレベーター 1 基当たり 2000 万から 2500 万の費用が今現在のエレベーター聞きますとかかっております。

これはあくまで後メンテナンスが毎年かかってきます。

そういうようなことを拡充しながらエレベーターを守っていき、その使用者の安全を守っていかなければならないと考えています。

それとエレベーターも大きさ、容量があります。

今のところ、今の自由通路の計画としては、先程申しましたように自転車と人が渡れるようにということで、若干自転車が上がれるということについてはスロープも若干長めにしなきゃならないです。

それをエレベーターで運ぶとなると、自転車及び、それと議員がおっしゃるような身障者の方々の車いす、及び介護者、人間、自転車ということになりますので、その容積、ボリュームも今後の検討課題になってくると思われます。

そういう部分全部含めまして、来年度検証しながらまた、議会にお謀りしなが

ら基本計画を立てていけたらと思っております。

以上です。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問に対する答弁は終わりましたが、小川議員、再々質問があればお受けいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

再々ではございません、要望です。

もうご承知かと思えますけれども、多度津駅を挟んで南と北、この間の 900m の間ですね、陸橋と地下道をくぐるその間 900mほどございます。

この間に南北、これを行き来するところはあれ一つしかないわけですね、跨線橋だけ。

跨線橋っていうのは、非常に時間が経っておりまして耐久性の問題等々非常に心配されております。

これはもう当然、皆さんもご承知のことだと思えます。

ぜひバリアフリーも含めて、早くやっていただきたいと、これは強い要望、切にお願いをしたいと思えます。

以上でございます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、7 番小川議員の質問は終わります。

次に 8 番、古川 幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。8 番古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして次の質問を致します。

はじめに 8 月 20 日広島県広島市で発生しました豪雨による大規模な土砂災害で、死者 73 名、行方不明 1 名と近年稀にみない甚大な災害が発生したことにより、多くの犠牲者が出ました。

犠牲者の方々、ご遺族の方々に対しまして心よりご冥福をお祈りいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

1 点目は、本町での「これからの地域包括支援センターについて」お伺い致します。

社会の高齢化が急速に進む今日、在宅介護や、在宅医療はすべての人々にとってきわめて身近で深刻な問題となっております。

今、必要とされている様々なサービスの中で、問題点への検討と対策を至急講じなければなりません。

在宅医療と介護サービスとの関係で起きる問題や、サービスを受ける側の経済

状況によって、サービスが必要であるのにサービスを受けられないなど、課題はたくさんあり、早急に検討し改善しなければなりません。

なかでも重要なのは医療、看護、介護をつなぐ地域包括ケアシステムの充実を早急に図る事です。

現在、介護が必要となり介護サービス等を利用したくても、介護利用費が高くサービスを断念したり、経済的な理由で介護施設を利用できないケースや、在宅看護をしながら医療行為を受けようとするなど、経済的にも、肉体的にも精神的にも家族に重く負担が、のしかかってくるなど、こうした現状を改善し介護者が安心して使えるサービスを市町村は、直ちに拡充する必要があります。

本町においても、地域包括支援センターの機能強化を平成 29 年度末迄に向けて計画していく中で、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を推進計画しなければなりません。

そこで次の質問をいたします。

一つ、高齢化が進展し、相談件数が今後増大すると思われるが、それに伴う業務量の増加や、センターの役割に応じた人員体制はどう考えているのか。

一つ、地域包括に対し、町は今後の運営方針を明確にしているのか、また業務委託に対し具体的な指示をしていくのか。

一つ、地域包括センター運営協議会等での運営の評価、現状分析、現状把握等 P D C A を充実し、継続的な評価・点検は行っていくのか。

一つ、地域包括支援センターの取り組みに関する情報公表はどのように行っていくのか。

一つ、在宅医療を行う上で、多職種連携における課題において、実際に現場連携を行う上でどんな課題があるか。

以上 5 項目、これからの地域包括センターについての質問をお伺いいたします。

2 点目は「避難場所について」お伺い致します

今年 8 月 9 日夕刻時、某社によって報道された記事を抜粋し読み上げますと

「強い台風 11 号は 9 日、勢力を保ったまま高知県の南の海上を北上し、四国へ上陸する恐れが強まった。10 日に中国地方から日本海方面にかけて西日本を縦断する見通し。気象庁は 9 日午後、猛烈な雨となった三重県に対し「重大な災害が起きる恐れが著しく大きい」として、大雨の特別警報を発令。香川県は甚大な高潮被害を招いた 2004 年の台風 16 号の接近以来、10 年ぶりに災害対策本部を設置した。香川県内への最接近は 10 日の明け方とみられるが、高松地方気象台は台風通過後も雨や風、高潮への警戒が必要としている。」

この台風の状況に対し、予報は注意報から警報に変わり香川県の市町では避難所を開設し、開設時間、避難所を其々発表を行った結果、近隣の市町では、まんのう町 17 時 30 分・6 か所、善通寺市 18 時 10 分・5 か所、三豊市 15 時・3

か所、隣の丸亀市では 18 時 55 分・6 か所であり、本町では避難所開設時間が 19 時・1 か所でありました。

公表された場所は福祉センターのみでありました。

当日、当方にも住人の方から心配して問い合わせがありましたが、受け入れ先の許可や、受け入れ準備が整わないと受け入れの許可は出ないと、電話の応答でその方達にその旨を告げましたが、当日当局でもその様な問い合わせ、避難申込み者はあったのではないかと推察いたしますが、どの様であったかお伺いいたします。

また、本町では災害時、警報から避難所開設までの一連の過程をお伺いいたします。

町民の多くの方は、警報が出て自主避難するにも、何処に避難したらいいのか判らない方が多くいます。

また、避難所の場所も判らぬまま、警報が出ている中で、不安な時間を過ごされた方も多くはないでしょう。

多くの方は緊急避難所を避難場所と誤解されていたようで、これも危機管理上問題であります。

また避難所が福祉センターと判り、移動するにも、夜 7 時を過ぎていたこと、地理条件も桜川横で標高も低い場所であり「高潮、洪水時その場所は安全なんだろうか」とか、「その場所に無事到達出来るのだろうか」とか、そういうご意見がありました。

移動手段が車でない方や、高齢者の方などは様々な事で不安を感じていたのは事実であります。

また、自主避難場所に避難する場合でも、制約や条件等も十数項目もあるようですが、避難する側は、当然判っておりませんので困惑するばかりであります。台風等の自主避難場所について、本町では何故町民に対し詳しい情報公開がされていないのか、また自主避難について避難する側も、避難場所を提供する側での定められた条件等もあれば併せてお伺いします。

3 点目は「活力あふれる観光と産業の創造について」お伺い致します

平成 26 年度施政方針にて町長は、「活力あふれる観光と産業の創造について」農業振興では耕作放棄地の解消や、オリーブ栽培のさらなる拡大やイチジク栽培の支援などを推進し、水産業においてはカワウ対策事業を行い養殖事業・稚魚放流事業に協力し、商工業においては、多度津商工会議所との関係を一層密にし、創意工夫を図り、観光については、引き続き、中讃圏内の市町及び観光協会などで結成している中讃広域観光協議会の一員として、県外で繰り広げているキャンペーン等に参加し、交流拡大を図ってまいると述べられておられますが、また更に、各種メディア等を活用し、情報を発信することで、町の活性

化を図ってまいると述べられておられますが、私共、議員も同感で常に多度津町が、活力ある其々の産業である事や、魅力ある自然に誇りを持ち、多度津町ならではの特産品などの将来への期待を持っております。

そこでお伺いしますが、具体的に農業振興・水産業・商工業・観光に活力あふれる観光と産業の創造にあたり推進する上で具体的な方程式や戦術等を是非お聞かせ願いたいと思います。

私事で恐縮ではございますが「活力あふれる観光と産業の創造について」私の想いを述べさせて頂きますと、各種メディア等をフルに活用し、情報をたえず発信することにより、町が活性化するのであれば、多度津町の特色を更にアピールし、満濃池やこんぴら歌舞伎、金毘羅さん、うどん道場など、県外、海外からの観光客を乗せたバスが、もう一つ立ち寄るのであれば、ぜひ多度津町に立ち寄っていただいて、備讃瀬戸や荘内半島に沈む「西日本一美しい夕焼け」の町として紹介したり、白方・見立地区では、例えば「オリーブ観光農園」として観光と農園、直売所を兼ね備えた施設や道路の整備を行い、観光客に美しい風景を鑑賞して頂くのはどうでしょうか。

また地中海的な風景を少し手を加えてみるなどの演出を行うのはいかがでしょうか。

特産品ではオリーブ、白方牡蠣、ミニトマト、ブロッコリー、各種ブドウやワインなどの特産品や加工品の販売や、多度津町での特産品を使ったイタリアン料理や食材セットなどを販売するなどの演出効果は、観光客の興味を引き購買する気にさせるのではないのでしょうか。

またメディアの発信ですが、現在ある本町のホームページですが、職員が努力工夫し良く出来ておりますが、観光や特産品の紹介などにもっと手を加える必要があると思われま。

例をあげますと本町と規模が良く似た東北青森県にある八戸の近くにある階上町においては、はしかみ町観光PRサイトのプロモーションビデオなどは、映像がきれいで、演出や表現が良く出来ており、ホームページを見た人は「一度行ってみたい町」と興味をそそられております。

おそらくプロモーションビデオは制作業者が作成したと思われ、見る者は興味をそそられるものがたぶんにあります。

一度ご覧になって参考にされたら如何でしょうか。

仮に本町でプロモーションビデオ等で制作し、ホームページで紹介すれば、観光、産業も階上町に劣らず自慢できる所も沢山ございます。

例えば瀬戸内海に浮かぶ高見島や佐柳島の風景では海面に映る島桜や、モミジなどは非常に美しいものがあり、四季にわたり観客を魅了するものも多くあります。

また、桃陵公園の桜も見事で紹介には欠かせないものがあります。

また海岸寺の海浜でのウインドサーフィン等のマリンスポーツ、潮干狩り等のレジャーや、歴史的には空海誕生の海岸寺、88か所のお遍路さんの道隆寺、南嶋の念仏踊り、少林寺拳法などの紹介をし、特産品のオリーブ、白方牡蠣、ミニトマト、ブロッコリー、各種ブドウ、加工品では希少糖入りのイチジクジャムやオリーブとコラボした製品やワインなどの紹介とともに特産品を使ったレシピなど紹介するような演出することもだいじではないでしょうか。

プロモーションビデオで多度津町の魅力をふんだんに演出し県外や国外に紹介することにより「活力あふれる観光と産業の創造について」開発と工夫の糸口があるのではないのでしょうか。

以上「これからの地域包括支援センターについて」と「避難場所について」と「活力あふれる観光と産業の創造について」の3点質問致しますので是非町長、執行部に対し「楽観論」ではなく、「悲観論」でもない「希望ある答弁」を期待しておりますので宜しくお願い申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員のご質問のうち、「活力あふれる観光と産業の創造について」お答えをしてみたいです。

私の公約にも「町づくり等観光行政の推進」を掲げておりますが、それを実現する為には、農業、漁業、商業等のコラボレーションが重要だとかんがえております。

農業に関しましては、安部政権下において成長戦略の目玉として、農業政策が大きく変わろうとしております。

これをチャンスと捉えてJAと連携をして、米麦等も含め、町の特産となりうる農産物の振興のため、生産者との意見交換をする場を設けて、JA、生産者、行政とが強く連携して、農業生産者の経営基盤の確立と安定を図っていかうと考え進めてまいります。

町特産物の紹介と、町外へ発信することも大事だと考え、その一環として、本年10月5日に東京銀座で開催される、物産展フェアに出店いたします。

また、オリーブ栽培につきましては、多度津ブランドの創出をベースに、企業の参入を促し、大規模な生産体制を作ることに努めております。

他にもシルバー人材センターでのイチジクジャムやミニトマト等を活用しての6次産業化を目指してまいります。

多度津町に多方面にわたり多くの来町者を呼び込んでいて、町の観光資源の目玉的な存在であります少林寺拳法総本山・総本部との関わりにつきましては、県と連携して、外国人誘致等、新たな取り組みを今、模索をしているところであります。

昨年、瀬戸内国際芸術祭で多くの来島者に喜んでいただいた、高見島は新たな観光資源として取り組んでまいります。

本年 11 月には、FM香川との共同イベントとして、少子化問題に対する施策として、町内外からの学生対象の意見交換会を開催いたします。

その他にも、古民家再生や商業者支援のための施策を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問には各担当課長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いを致します。

産業課長（神原 宏一）

おはようございます。

古川議員ご質問の 3 点目、「活力あふれる観光と産業の創造について」の答弁を申し上げます。

農林水産・商工観光、いずれの分野におきましても、議員が述べられたように具体的な方程式や戦術を立てることは必要なことだと考えています。

現在、第 6 次総合計画の策定に向けた作業が本格化し、住民へのアンケート調査が実施され、秋にはまちづくり座談会が開催されることとなります。

本町といたしましては、こういった場で住民皆様の意見や考えを幅広くお聞きする中で、長期的なビジョンを描き、そのための方程式や戦術を立てていきたいというふうに考えております。

その方向性として、経営の安定や後継者・担い手の育成・確保は重要な課題であると認識しており、現状におきましても様々な施策を展開しているところでございます。

本年度におきましても、多面的機能支払制度や農地中間管理機構の創設、多度津オリーブ部会の法人化や企業との連携、本定例会で補正をお願いしていますプレミアム商品券の発行に係る多度津商工会議所への補助、定住自立圏域事業でございます就職面接会の開催等、新たな取り組みを進めているところでございます。

このような中、議員が述べられました多度津町のたくさんの魅力につきましては、町としても十分に認識しているところでございます。

その魅力を広く発信し、どのように伝えていくかが大きな課題であると考えています。

そのためには、まず、町ホームページの充実が必要であると考えています。特に、観光のページにつきましては改良すべきところがございます。

ひとつには、掲載している観光案内をより詳細なものにすることでございます。例えば、桃陵公園であれば、案内マップの掲載や園内の様々な施設を写真やイラストを使って紹介することが可能だと思います。

町内の観光スポットにつきましても、同様に掲載内容をリニューアルしていく

とともに、これまで掲載していなかった本町の歴史や文化、特産品等についても、取材や調査を進め、観光案内ページの充実を図っていきたいと考えています。

また、トップページの「フォトギャラリー」につきましては、公募も含め、その活用方法を検討し、四季折々、本町の魅力を伝える写真を掲載することが可能であると考えます。

さらに、観光協会のページにつきましては、ホームページを独立させ、行政の枠を外すことで、より自由度を高め、会員皆様の情報発信の場として活用していくことも検討してまいりたいと思います。

このように、町ホームページの充実を図ることを足掛かりとして、その上で、議員のご質問にあります青森県階上町のプロモーションビデオのように、メディアを活用した様々な手法を取り入れ、本町の魅力を発信してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

古川議員の「地域包括支援センター」についてのご質問にお答えいたします。介護保険は、平成 27 年 4 月から第 6 期の事業計画実施期間となりますが、平成 27 年度以降、介護保険制度の各種の変更がなされる予定となっております。

平成 27 年度 4 月時点では、特別養護老人ホームの入所要件の変更等、8 月時点では、一定所得以上の利用者負担の変更等、平成 28 年度末までに、総合事業の実施及び地域密着型通所介護の創設、平成 29 年度末までに、ご質問にあります「地域包括支援センター」を含む地域支援事業の充実を行うことになっております。

そこで、ご質問の 1 点目、「今後の地域包括支援センターの人員体制」については、現状として、平成 24 年度におけるセンターの 3 職種の合計職員の全国平均が約 6 人に対し、介護予防事業に力を入れていることもあり、多度津町のセンター 3 職種の職員は 8 名となっておりますが、27 年度以降の制度改正で、センターの役割が大きくなり、機能強化が言われておりますので、今後、制度改正に合わせ増員をしていかなければならないと考えております。

次に、2 点目、「運営方針及び具体的な指示」の運営方針は、介護保険法第 115 条の 47 で、市町村は包括的支援事業を別の法人に業務委託する場合には、包括的支援事業の実施に係る方針を示すよう規定されており、多度津町地域包括支援センター運営方針を策定し、それに沿って運営をしております。

また、具体的な指示については、現在、センター長は福祉保健課課長補佐が兼務し、常時指示を出しており、毎月、福祉保健課介護保険係とセンター職員との連絡会を開催しながら、密接な連携をとっております。

次に3点目、「地域包括支援センター運営協議会での評価、点検等」については、毎年、町内各種団体代表10名の委員で構成された地域包括支援センター運営協議会を開催し、その中で事業報告を行い、委員のご意見を頂き、その意見が事業に反映できるよう努めており、今後もそれを継続していきたいと考えております。

次に4点目、「地域包括支援センターに関する情報公開」については、介護保険法第115条の46第10項において、厚生労働省令で定めるところにより、センターの事業内容及び運営状況に関する情報を公開するよう努めなければならないと規定されており、現在、公表内容及び公表のためのシステムが厚生労働省等で検討されており、当該システムを使って市町村の公表が可能となるのは、平成27年10月頃になる見込みと聞いております。

次に5点目、「在宅医療に関する多職種連携に係る課題」については、現在、町内において訪問診療を行っている医療機関は一部だけという課題はありますが、多職種連携における課題となると、各事業所の中で活動している人が集まって連絡会等を開催することになると、各事業所内での人の派遣の調整、事業所における人的負担等の課題が考えられますが、町としては、制度改正に伴う地域支援事業の充実のため関係機関等に理解と協力を今後求めて参りたいと考えております。

以上で、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

古川議員ご質問の2点目、「避難場所について」お答えいたします。

まず初めに、台風11号における大雨、洪水、高潮等の警報に伴う水防活動についてご説明申し上げます。

8月9日、午後4時22分に大雨、土砂災害、洪水、暴風、波浪、高潮警報が発表されたため、同時刻に水防本部を設置し、総務班、機動班において警戒活動を行いました。

また、高潮被害が予想されたため、水防出動隊1班に対し、午後6時に登庁させて、土のう作りを行いました。

また、今回の台風の状況から、雨・風共に非常に強い台風であるということで避難所について検討し、自主的に避難をされる住民に対し、福祉センターを自主避難所として開設する検討を行いました。

その後、夜半になり、雨が小康状態になったほか、満潮の時刻を過ぎ、高潮による堤防からの越流の心配もなくなりました。

しかし、台風の速度が遅いこともあり警戒活動が長くなることが想定されたの

で、機動班及び水防出動隊1班は一度帰宅させ、総務班職員による警戒活動を継続しました。

翌日10日の午前7時に、機動班及び水防出動隊2班・3班に対し、台風の最接近と満潮が重なることから、風雨が強いなか、早朝ではありましたが、町内在住男性職員を登庁させて、警戒活動を行いました。

その後、午前11時43分に高潮警報、洪水警報が解除され、午後2時6分に大雨・波浪・暴風警報が解除となりましたので、同時刻をもって水防本部を解散いたしました。

以上が、台風11号における警戒活動の概要でございます。

次に、避難所開設の過程でございますが、水防本部設置後、道路・河川・港湾等の状況を確認するとともに、被害について情報収集を行っておりましたが、午後5時30分現在では大きな被害はなく、気象情報等を確認しながら今後の見通しについて、関係課と協議を行っておりました。

そのような中で、大雨・高潮各警報が発令されておりましたので、夕方の時間帯ではありましたが、自主的に避難される方を受け入れるということで、福祉センター2階和室を自主避難所として開設することにしました。

香川県防災情報システムや多度津町ホームページにも掲載しました。

福祉センターを避難所として開設した理由は、確かに真横は桜川が流れており、浸水の危険性もあるのではないかとのご指摘もありますが、福祉センターですと、備蓄物資を保管しており、空調設備もあり、また、エレベーター等がありますので、高齢者の方に対しても容易に避難できるなど、総合的に検討した結果、福祉センターを避難所として開設を決定した次第であります。

また、避難申込者はあったかのご質問ですが、問い合わせについては2件あり、まだ避難所開設の検討を行っていたときでありました。

結果として、避難申込者については、10日の夜中に男性1名から問い合わせがあり、避難所を開設している旨を伝えましたところ避難してきました。

次に避難場所についてですが、多度津町では指定避難場所として22箇所を指定しており、場所については平成22年に配布しました「防災のしおり」に記載しており、それぞれの災害特性に応じて避難所として使用できるかどうかを町が判断し、開設を決定するものであります。

住民の方にはこの「防災のしおり」を確認し、自分の住んでいる地域の近くに指定の避難場所はどこか、またどのような災害時に避難ができるかなど知っていただくようお願いするものであります。

災害時に避難所を開設した際には、テレビでのデータ放送、かがわ防災webポータル、多度津町ホームページなどのインターネット、広報車等でお知らせしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、古川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、古川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）

まず、1点目の在宅医療に関することでの質問がございます。

患者について、多職種間で情報の交換や話し合う機会を設ける情報が職種ごとに分散し、患者情報が不十分なので適切なサービスを行うことが困難ではないでしょうか。

また多業種連携は必要だが、そのための書類作成連携に多大な労力が要するのではないかと、という質問に対してお答え願いたいと思います。

それから、2点目の避難所についてでございますが、自主避難先の福祉センターにおいては、台風時桜川に面した玄関は、封鎖固定されておりますが、自主避難する人は、どこから入れば、困惑するのでありますが、どうなっているのか。

また福祉センターは以前にも指摘させていただきましたが、建物が老朽化しているため、玄関や風除室、カーテンモールなどのガラスのシールがですね、劣化して、台風などの風圧でガラスが外れうち、落下の危険が大であると思われませんが、避難所としていかがでしょうか。

また、トイレにおいても和式トイレがほとんどで、4階にただ一つ洋式トイレがあるのが現状であります。

自主避難所という場所ですので、この現状でよろしいでしょうか。

再質問したいと思います。

質問は以上であります。

福祉保健課長（山下 俊和）

古川議員の再質問にお答え致します。

1点目についてですね、他職種における情報の共有ということでもありますけども、それにつきましては、常時共有ということは、いわゆるそれぞれの事業所、医療、それからケアマネジャーとかいろんな各種の事業所が、常時それぞれの情報を共有するということは、いわゆる個人情報関係で無理があると思います。

1件1件のケースにおいて、それぞれの特定された方に対して関係者が集まって、情報の共有及び今後のケア方針等を決める場合においてはですね、そういった情報共有は可能でありますけども、それぞれの情報を常時共有することについては、先程言いましたことにより無理かと思えます。

それからすみません。

2点目が十分聞き取れなかったので、もう一度お願いしたいんですけども。

議員（古川 幸義）

2点目についてはですね、多業種連携は必要ですが、その為の書類作成連携に多大な労力が必要ではないかという質問をさせていただきました。

福祉保健課長（山下 俊和）

いわゆる、多職連携と言いますのは、地域ケア会議等による連携ですけども、それにつきましては、先程答弁の中でもありましたような、いわゆるそれぞれの事業所に対して町がそれぞれ制度的にはそういう形にはなっておりますけども、やっぱりそれぞれの事業所において、個々の活動というものがあります。そういったことで、先程答弁させていただいたように、いわゆるそれぞれの事業所において独自の活動プラスいわゆるそういった打ち合わせ会議等に出席する部分がさらにプラスされてきますので、そういった部分でいわゆるそれぞれの事業所の協力というものが、得にくい部分がある部分をですね、いわゆる町の方から理解協力を求めていくということでもありますので、それに関わるそういった部分の苦労というのは、町側としてはそういった協力理解を求める努力というものが、その部分にあたると思っております。

以上です。

総務課長（石原 光弘）

古川議員の再質問にお答え致します。

まず台風時の福祉センターの玄関が風の影響で使えないのではないかとということで、今回も対応しましたが入口につきましては正面玄関は閉鎖しまして、南側の横側の入口ということで、大きな表示板を掲げて対応致しました。

2点目のセンターが古いということで、玄関の方が今後どういう状況かということでございます。

少しずつ大きな改修はできませんが、少しずつの改修の中で現在凌いでいる状態でございます。

現在は使えると認識しております。

それと3点目のトイレでございますが、4階の女子トイレに洋式トイレを設置しておりますので、それで対応できると考えております。

以上簡単ですが、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

古川議員、今の答弁でよろしいですか。

議員（古川 幸義）

要望事項として述べさせていただきます。

1点目の地域包括センターについて、今後の方針についてですね、要望事項と

して、今後国の方針により、給付費が抑制されていくと思われそうです中で、予防給付が強く押し出されていく、その中で職員は予防給付、本来の支援事業に手をつけられず、居宅からの依頼を受け続けているのが現状であります。

また、利用者側は努力して、ヘルパーなどの回数を減らし負担がますます大きくなっていて、高齢者にとっては納得がいかず、理解しにくい制度であります。これからの居宅介護支援事業に今後どうなるか不安でありますので、多くの課題や不安を払拭をお願いしたいと思います。

2 点目の避難所については、今後ますます気象環境は悪化し複雑である傾向であります。

予測される気象状況は迅速正確になってくる中、避難に対する情報の発信の仕方や避難所のあり方など住民に分かりやすく説明し危機管理を充実していかなければなりませんので、よろしく検討のほどお願い申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

今の要望ということで。

これをもって、8 番、古川議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は、10 時 45 分にしたいと思います。

10 時 45 分再開いたします。

休憩 10 時 27 分

再開 10 時 45 分

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

それでは、11 番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

11 番、渡邊美喜子、一般質問させていただきます。

1 点目は、健やか子ども基金条例の制定についてであります。

設置の目的は多度津町が中長期的な視点で計画的に行う創意工夫を凝らした少子化対策、母子保健及び子育て支援事業の実施のため、多度津町が健やか子ども基金を設置する。

県の予算によりますと平成 26 年度事業額は、1 億 1,000 万円で市町の色々な工夫を凝らした独自企画を支援するとなっております。

各市町が取り組む婚活イベント、子育てひろば、子育て環境の整備、不妊治療

への支援など総合的にサポート、市町が住民のニーズを踏まえた事業を独自に企画できるよう子どもの人口などを基に補助金を算定し交付するものでございます。

施行は平成 26 年 4 月～32 年 3 月 31 日まで適用となっており、期間が限られております。

町としての考え方、方針、今後の計画についてお伺いします。

2 点目は、健やか子ども基金事業に関連しますが婚活イベントについてであります。

テレビや新聞などで情報発信されていることもあり、多くの町民の皆さんから、町が主催して婚活を実施してほしい、何よりも公的機関が行うことは、安心感、信頼感があり、少子化対策、後継者対策、定住促進につながるのではないかと、そしてイベント開催地は、高見島、林求馬邸、街歩き等の意見などの要望も挙がっております。

しかし、殆んど親御さんからの要望が多いわけでございます。

調べてみますと、公的機関が出会いイベント情報発信を行っている自治体もあり、例えば、「やまがた結婚サポート」出会いの機会づくり応援委員会により、企業と関連した独身者交流支援がオープンしております。

少子化対策、後継者対策、定住促進で夫婦の出会いの調査によると恋愛結婚のうち「職場や仕事」での恋愛が 29.9%、「友人や兄弟姉妹」30.9%、今後は友人の紹介が多くなってきています。

昔は青年団活動が盛んであったが次第に衰退していったことから、地域におきまして出会いの機会が少なくなったと言えます。

茨城県の「いばらぎサポート」は市と労働者福祉協議会が 2001 年全国に先駆けて「男女出会いの場づくり」未婚者、晩婚者対策として積極的に結婚支援に取り組んでいます。

特徴は会員、自ら検索システムを活用しパートナーを探す点があげられます。プライバシーの配慮もされて今までに 1162 組が成婚に至っています。

実績の要因は、低金額の入会金、広域的な取り組み、マスコミの協力、市町との連携などがあげられます。

婚活について先日、ある知事の方が「税金を婚活に使うのはけしからんという声も聞いているが、地域の活性化、少子化対策は喫緊の課題であり、婚活もその一つである」と話されていたことが印象に残っております。

町のお考えをお伺いします。

3 点目は、「わんぱく寺子屋 2014」についてであります。

8 月 22 日から 24 日の 2 泊 3 日高見島で開催されました。

しかし、参加児童は 22 名であり、毎年減少しているように思います。

私もサポーターとして参加していますが、大変に残念であります。  
社会性、協調性、自立性など多くのことを学ぶ良い機会であります。  
ひとりでも参加の児童が増えてほしいとそう思い、一般質問をあえて取り上げました。  
子ども達の環境の変化や保護者の方の意見を聞く為にアンケートなどを考えてはいかがでしょうか。  
町の考えをお伺いします。  
以上でございます。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員のご質問のうち、「婚活イベントについて」お答えをさせていただきます。  
今、人口減少問題が日本創生会議の提起によって大きくクローズアップされております。  
私の考えは、常に話をしておりますけども、多度津町の子供達が就学や就職等で一時は町を離れても、いつかは帰ってきてもらって、自分の親や子供達と多度津町で暮らしてもらいたい。  
その為に今私達がやらなければならないのは、帰ってくる子供達の雇用を創出すること。  
結婚できるような機会を作ること。  
そして、子供を安心して育てられる子育て支援を充実させることだと考えております。  
少子化、核家族化の進展により地域の結びつきが希薄になっていて、町外に出た子供達が故郷に帰ってきてても地域で見守ることが困難な状況になっております。  
結婚機会の創出には、世話好きな地域の方々にもご協力をいただきながら町全体で取り組んでいくことが大事だと考えております。  
町の取り組みといたしましては、本年 11 月に、瀬戸芸で賑わった高見島で少子化問題の施策として、町内外から大学生を呼び込んでFM香川と共催イベントを開催いたします。  
また、商工会議所青年部とタッグを組んで婚活イベントにも取り組んでおりますが、議員ご指摘の「いばらぎサポート」も参考にさせて頂きたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他の質問に対しましては各担当課長より答弁をして参りますのでよろしくお願いを致します。

福祉保健課長（山下 俊和）

渡邊議員のご質問の「健やか子ども基金の事業の計画」について、お答えいたします。

健やか子ども基金は、県の補助要綱が本年度制定され、ご質問の中にありますように、各市町の子どもの人口等を基に補助金額が算定され、7月25日付で多度津町の場合、平成31年度までの事業費分として、440万円の交付決定を受けております。

さて、この基金を使っての事業の予定ですが、県の補助要綱第3条で対象事業として、少子化対策、母子保健の推進、障害児支援等の事業であること、平成26年度以降の新規事業であること、国、県の負担金、補助金、交付金を受けない事業であることなどの規定により、本年度から実施をしております5歳児健診の財源の一部にあてる予定としております。

今回の一般会計補正予算で提案をさせて頂いておりますが、本年度、440万円を児童福祉費県補助金として受け入れ、同額を基金に積み立て、本年度の5歳児健診の費用の一部にあてるため90万円を基金から取り崩す予定としております。

残り350万円についても平成27年度から平成31年度に実施される5歳児健診の費用にあてる予定としております。

以上で、渡邊議員のご質問に対する答弁とさせていただきますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

渡邊美喜子議員の3点目「わんぱく寺子屋2014」について、お答え致します。本町の「わんぱく寺子屋」事業は、平成3年度に町内4小学校の児童が合同で異年齢間、年齢の違う子供達が共同体験生活する香川県の補助事業として開始しました。

当時は、多いときで80名ぐらいの希望者があったと記憶しております。

当時、多度津町子ども会育成連絡協議会、そのサポート部会、婦人会、老人会、青年会の方に集まっていたいただき、多度津町わんぱく寺子屋実行委員会を立ち上げ、また高見の人たちやジュニアリーダー、時には、学校の先生を巻き込みながら、共に活動してまいりました。

この多くの携わった人たち無しには、この事業は成り立っていない、感謝にたえないところであります。

また、活動の場といたしましては、白方小学校の運動場を皮切りに、多度津小学校の運動場、或いは堀江公園などで活動、また、一時は、四箇小学校の運動場で行いましたが、そのほとんどは、基本的には旧高見小学校の運動場、現高見研修センターで行っております。

参加した児童のほとんどは、普段味わったことのない体験ができたことと好評でありました。

また、本年度は、昨年瀬戸内国際芸術祭で参画していただいた京都精華大学の吉野先生、「蛸の家」を作製した方ですが、この方に来ていただいて「凧作り」のワークショップを行って、少しずつではありますけども、内容的にも変化させておるところでございます。

さて、渡邊議員ご質問の「近年のわんぱく寺子屋への参加が少なくなっているため、子どもたちの環境の変化や保護者の意見を聞くためにアンケートなどを行なってはどうか」というご質問であります。わんぱく寺子屋実行委員会の方から、「以前のように多くの児童に参加してもらいたい、しかしながら児童が多すぎてなかなか活動しにくい、このくらいの人数の方が、今回22名ですけども、人数を掌握しやすく、或いは活動がしやすい」との意見も伺っております。

町内4小学校の児童が異年齢間の共同宿泊生活、これをするのは、児童にとっては、かけがえのない体験と考えております。

まずは、わんぱく寺子屋実行委員会の方々の意見を聞く中で、今後のわんぱく寺子屋の在り方について検討していきたいと考えております。

以上、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます、渡邊議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、渡邊議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、渡邊議員、再質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございました。

1点目の健やか子ども基金についてでございますが、5歳児健診につきましては以前2回ほど一般質問させていただきました。

そういう部分に使っていただけるということで、大変に子育て支援の一環になるのかなあというふうに思っておりますので、頑張りたいと思っております。

それから、婚活イベントなんですけども、実はですね多度津町のこんなにもたくさん婚活をしてほしいという意見が、ここ半年ぐらいなんですよね。

それまで私自身、一般質問に取り上げるとは思っていなかったんです。

それがテレビの影響、また県の方の部分もあるのかなあと思うんですけども、親御さんの方から、若い子供さんじゃなくって、親御さんの方から是非ともお願いしたいということで、どうも宇多津の方で先日ちょっとあったらしいんですけども、応募したそうです。

そしたら、抽選漏れをしまして2回ほど出来なかったということ、聞いております。

親御さんにとりましては本当に、私にも子供がいるわけですのでよく分かるん

ですけども、やはり町が主となって取り組んでいくっていう部分も一理あるのかなあっていうふうに、安心感がありますので、そういう部分を思っております。

そこでちょっと県の方の近隣ですか、近くの方でイベントをしたところを見ただんですけども、2011年に丸亀でクリスマスパーティを、これは労働者の協議会というのか、そういう部分で丸亀でやったそうです、57名。

2012年には、フィーリングカップルということで、32名。

そして13年は、3年目はフィーリングカップル宇多津で72名の方が参加されたということで、時代の流れはこういうふうになってきているのかなっていう部分で、出会いの機会をつくるという部分を含めて、考えていただければなあというふうに思っております。

そしてなぜ、高見島なのかっていう、第1希望が高見島、なぜなのかなあと思いましたが、やはり船に乗って島に行くということで、あまり皆さん、ここは婚活イベントしてるのかなっていうことが分からない状況でそんなに他の方に見られたくないとか、そういう思いがあって高見島という意見が正直言って多かったのもあります。

それから、もう1件、計画なんですけども、私の方にきてるんですけども、労働者の協議会の方で、毎年やっているところなんですけども、高見島でやりたいんですが、っていう意見も出ております。

これはたぶん高松、それから坂出、丸亀あたりはもちろん多度津も含めてだと思ってるんですけども、具体的にお話がきましたら、また町長さんにもお話をさせていただいて、どんな形でするのか分かりませんが、そういうこともひとつの案として出ているということも、これはもう個人的に来てる部分もあるんですけども、もし来られましたら、やはり協力なしではなかなかできないんじゃないかな。

いこいの家もお借りするような形になるのかなあ、それとも高見の小学校の運動場の例えばですね、草抜きを兼ねての婚活イベントに、そこらへんにもなるのかなとか、いろいろとやっぱりね考えてるみたいなんですけども。

具体的に決まってこちらの方へ来ましたら、また町の方へお話をさせていただきますので、その折にはまたよろしくお願ひしたいと思います。

それからですね、先程のわんぱく寺子屋。

私毎年行かしてもらっているんですけども、すごく子供達が変わる2泊3日で、子供たちの目が輝いてくるとそういう部分をすごく感じて、22名はもったいないなど、出来るだけ多くの、一人でも多くの方参加して欲しいなという思いで、質問させていただいたんですけども、実は今日の朝、子供達にこの夏休みにあった高見島のわんぱく寺子屋に行ったら、何人かの子供達に聞きましたら、「行

っていない」と。「どうして行かんかった、知っとる?」「知ってます」というんです。

「どうして行かんかった?」と言うたら、サッカーが練習があったとかバレーがあったとか、ピアノの発表があったとか塾があったとか、今の子供大変忙しいのかなっていう思いもしたんですけども、でも、本当にいい勉強、社会性もつきますので、私はその時思ったことなんですけども、例えば、サッカーとかバレーの指導員、先生にそのわけをお話して、何日から何日まではわんぱく寺子屋の方に積極的に行って欲しいなと助言もしていただければ、また違ってくるのかな、また学校関係のPTA関係も子供会の役員さんもおいでますので、その部分も含めてお話をすると。

サポーターの私達も子供達には、こういうことをするよということで情報を提供する、保護者の方、それから町、それからサポーター、全て含めまして、やはり前向きに進めていくのが一番いいんじゃないかなというふうに思いました。

今日特にそういうことを思ったわけですございますので、来年は22名じゃなくって、ひとりでも多くの皆さん、子供達が参加していただきたいなというふうにおもっております。

これ全て要望でございますので、よろしく願いして、長くなって申し訳ありません。

終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、11番、渡邊議員の質問を終わります。

続いて、4番、村井保夫君。

議員（村井 保夫）

4番、村井保夫。

質問は2つあります。

まず、1点目は土砂災害対策についてお伺い致します。

近年、地球温暖化による気象の変化の影響と考えられる局地的豪雨が増加しています。

短時間で狭い範囲に大雨が降ることから、いわゆるゲリラ豪雨とも呼ばれ、一般的には数キロ先から10キロ四方ほどの狭い範囲で1時間に50ミリを超えて滝のように降る豪雨をさすことが多く、20年前に比べ1.5倍に増加しているようです。

このため、集中豪雨により土石流や洪水が発生しやすく、今年も全国各地で甚大な被害をもたらしています。

特に8月には、広島県での大規模な土砂災害で100名近い犠牲者が出ています。

そして多くの建物が被災しました。

救助にあたっていた消防職員も2次災害の犠牲になったとの報道もあり、心よりお見舞い申し上げますところでもあります。

また、北海道の礼文島でも同時期に土砂災害が発生し、大きな被害にあったと報道されています。

これらの他にも、全国で大雨による河川の氾濫により家屋の浸水被害も多く発生しており、多度津町でもいつ起こるか分からない自然災害の脅威から住民の生活を守っていかねばなりません。

そこで、土砂災害等への町の対応についてお伺いします。

また、山沿いの地域で土石流の発生や急傾斜地の崩壊の危険がある地域については、特別警戒区域として指定されており、多度津町でも白方地区や西浜地区、奥白方、山階地区の一部が指定されています。

町は土砂災害の可能性のある地域を示したハザードマップを作成し、住民に対し非常時での対応について周知しています。

自分が住んでいるところがどういうところなのかを、あらかじめ知っておくことで、また住民一人一人が頭の中に叩き込んでこそ適時適切な対応が取れると思います。このハザードマップの周知は徹底されているのでしょうか。

また、広島などでは自治体からの避難指示の遅れも一部指摘されていますが、避難指示のタイミングや連絡方法、さらには、町役場におけるそれらの指揮命令体制は確立されているのでしょうか。

そして避難所の設置など、避難住民への対応は速やかに行うことができるのかお伺い致します。

加えて土砂災害を未然に防止するためには、砂防ダム急傾斜地の整備などハード面の対策も必要です。

今年度より西浜地区の急傾斜地の工事が始まっていますが、まだ少ししかできていません。

明日が分からない世の中で少しでも早く住民が安心して暮らせるためにも、また工事が少しでも早く完成するように県へ要望していただきたいと思いますがいかがでしょうか、お聞かせください。

そして2つ目の質問ですが、今年も昨年度に引き続きカラス・ヒヨドリの駆除を7月半ばより行われましたが、その成果はいかがでしたかお伺い致します。それとこれから冬に向かって山でドングリなど木の実の餌となるものが不足してきます。

現在でも白方地区においては、イノシシの問題が大変重要な問題となっています。

カラス・ヒヨドリの駆除方法として昨年度同様に猟友会による駆除とお聞き致

しましたが、この冬の間イノシシの駆除方法としてどのような駆除方法を考えられているのかお伺いします。

そして今年度予算として、鳥獣被害対策支援事業として 62 万 4,000 円、また多度津町有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金として、20 万円を予算計上していますが、今年度はいくつの要望があったのかお聞かせください。

また今までの補助実績もお聞かせください。

以上、これで終わります。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員のご質問のうち「鳥獣被害対策について」お答えをしてみたいです。

近年、地球環境の変動もあってか、餌を追い求めてイノシシや猿、鹿等が民家近くまで出現することが多くなっていることが、全国各地で報道されております。

イノシシは、多度津町に留まっているのではなく、近隣の山々を渡っているとのことですが、奥白方地区を中心に多く出没するようになり、農業を営んでいる方々は大きな被害を被っております。

このような状況の中で、猟友会の方々と共に箱罾やくくり罾等により多くのイノシシを駆除しております。

農業被害だけでなく、子供達の通学や町民生活にも、安心安全を確保する必要があると考えて、対処しているところであります。

他にも、カラスやヒヨドリ等、海、池などでのカワウ対策も重要であり、農業、漁業に被害が出ないように、また町民皆様の安全、安心対策として有害鳥獣駆除に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問には各担当課長より答弁をして参りますのでよろしくお願いを致します。

産業課長（神原 宏一）

村井保夫議員ご質問の 2 点目、「鳥獣被害対策について」の答弁を申し上げます。

カラス、ヒヨドリ等の駆除は、多度津ぶどう部会の依頼により、白方地区で実施している事業であり、平成 25 年度からは J A 仲多度地区営農センターの補助金を受けています。

本年度は 7 月 14 日から 8 月 13 日までの間実施し、駆除数カラス 104 羽、ヒヨドリやムクドリは 0 羽でした。

また、昨年度はカラス 177 羽、ムクドリ 6 羽でした。

冬場の駆除についてでございますが、11 月 15 日から翌年 3 月 15 日までがイノシシの狩猟期間でございます。基本的に町が有害鳥獣の捕獲許可をすることなく、猟友会の皆さんが自由に捕獲することができます。

この間につきましても、出来るだけ丸亀地区猟友会との連携をはかり、被害の拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

次に鳥獣被害防止対策支援事業についてでございます。

本事業におきまして、捕獲奨励金をイノシシ1頭につき1万円、アライグマ1頭につき3,000円を支給しております。

昨日現在、イノシシは18頭捕獲しておりますが、昨年の有害捕獲数を既に上回る状況にあり、被害の拡大を懸念しているところでございます。

なおアライグマにつきましては、今年度の捕獲はございません。

また、狩猟免許申請手数料について、1人について5,200円の補助を行っております。

さらに、多度津町鳥獣被害防止対策協議会に対して、本年度は16万円を負担しており、協議会ではこの負担金を活用して、丸亀地区猟友会に対してカラス駆除に係る弾代やイノシシのくくり罠を助成しているほか、イノシシ捕獲用箱罠の管理を委託しております。

また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用したイノシシ用の捕獲檻の購入も行っているところでございます。

有害鳥獣の侵入防止柵の設置に係る補助金につきましては、昨年度までの実績はございませんが、現在、見立地区の方から相談がございまして、設置に向けた協議を現在進めているところでございます。

この設置を参考事例としながら、侵入防止柵の設置をさらに推進してまいりたいと考えております。

侵入防止柵の設置推進、丸亀地区猟友会の協力による捕獲頭数の増加、イノシシが出没しにくい地域環境への改善などを柱に、今後も鳥獣被害の拡大を防止してまいりたいと考えております。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

総務課長（石原 光弘）

村井保夫議員ご質問の1点目、「土砂災害対策について」お答えいたします。多度津町では土砂災害警戒区域等の指定について、土石流関係では、危険箇所28箇所、イエローゾーンの土砂災害警戒区域が30箇所、レッドゾーンの土砂災害特別警戒区域が13箇所、急傾斜関係で、危険箇所37箇所、警戒区域が48箇所、特別警戒区域が43箇所、地すべり危険箇所1箇所の合計200箇所が、平成13年に施行された土砂災害防止法に基づき、香川県により指定されております。

この指定を受けまして、多度津町では平成23年から2ヵ年にかけて、土砂災害危険箇所付近にお住まいの住民の方を対象に、危険箇所や避難経路等の確認を行うほか、皆様の意見を集約するワークショップを行い、対象地域ごとに

「土砂災害ハザードマップ」を作成しました。

この「土砂災害ハザードマップ」は避難場所や避難所一覧、避難の仕方など詳しく掲載しており、見やすいマップとなっており、平成25年4月に土砂災害危険区域にある自治会を通じて各戸に配布をいたしております。

住民の方、また自治会で活用していただき、災害時の避難方法や避難所の場所等をご確認いただければと考えております。

議員ご質問の「周知は徹底されているのか」とのことですが、マップ作成時に行ったワークショップで、土砂災害の危険性は十分説明を行い、出来上がったマップを利用して欲しいとのことは周知をしております。

マップを見ることで、住民の方が自らの判断でいざ災害時にどのような避難行動をとるのか日頃からご確認いただき、また地域の中で、マップを使った避難訓練等を行っていただければ有難いと思っております。

なお、マップの見方についてご質問等がございましたら、総務課までご連絡をいただければ説明させていただきます。

次に、避難指示のタイミングや連絡方法でございますが、広島県の土砂災害について、早い段階での避難指示を出すべきであったのではないかと議論がされておりますが、決定についての判断は非常に難しいことでもあります。

その時々災害状況により避難所の選定、避難する住民の安全、避難所における対応等を考慮しなければなりません。

今後は、避難勧告等をどの段階で発令するかは重要な課題として認識しており、発令の基準を検討してまいります。

また、「災害時の指揮命令系統について確立できているのか」とのご質問ですが、多度津町では地域防災計画に基づき、職員用マニュアルを作成し対応しており、現在は大きな問題もなく職員による災害対応はできていると考えております。

また、「避難住民への対応は速やかにできているのか」とのことですが、開設した際には、テレビの文字放送やかがわ防災webポータル、多度津町ホームページなどのインターネット、緊急速報メール、広報車を通じてお知らせすることにしておりますので、避難される方につきましては、これらの情報が届くのではないかと考えております。

また、状況が分からない方は、電話で水防本部へ問い合わせいただければと思います。

いずれにいたしましても、最近全国各地で発生しているゲリラ豪雨が多度津町でも発生することを想定し、新たな対応も検討していかねばならないと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、村井保夫議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

村井保夫議員のご質問の1点目の内、急傾斜地崩壊対策事業についてお答えをいたします。

県施工による西浜・城ヶ下地区の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、昨年度に対象地区の測量、設計を実施して、本年度より工事に着手を致しております。

今後の工事の予定については、本年度は現在工事中であります西浜地区東側でございますが、その施工面積2,040㎡あまり、またこの9月に発注した西側部分、西浜地区の東側と西側部分、新田県議さんの事務所のある周りの方ですけど、あそこをもう発注をいたしております。

これが約2,200㎡ほどの施工、また、本年度追加工事といたしまして中央部。ですからこの中央部の発注を持ちまして、西浜地区の老朽化した急傾斜地の施設の改修については完了するという運びでございます。

引き続き議員ご心配の方の城ヶ下の方ですが、これにつきましては27年度、来年度以降施工を随時予定していると聞いてます。

そしてこれに合わせまして来年度以降、現在、昔昭和40年代に施工いたしております吹き付け工事の部分を補強する工事が計画されていますが、その部分の上側です。

桃陵公園の周回道路の道と、今やっておる既存の急傾斜地の対策工事の間部分がございます、これも未整備という形の中で今後計画を暫時進めていくという報告も受けておりますから、これが27年度、来年度以降ということになってございます。

いずれにいたしましても、先程から心配をいたしております近年のこの異常な気象状況の中で、やはり急傾斜地の対策は早急に進めなければならないと考えておりますので、県に対しまして早期な整備が図られますよう要望してまいりたいと、考えております。

以上ご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが村井保夫議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、村井保夫議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、村井保夫議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村井 保夫）

今回、急傾斜地危険区域の工事に関しては、岩盤のあるところから始まっていますが、先程建設課長から言われましたこれから始まっていく中央部、その地区に関しては、今回広島であったように岩盤と土の間のそこへ雨水が侵入し、土砂崩れの危険もあります。

西浜地区、城ケ下地区に、あの危険区域の上には、水路があります。

その水路の点検も今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、2点目の鳥獣被害防止の件に関してですが、カラス、ヒヨドリの駆除はどの時間帯で行なっているのでしょうか。

また、夕方には巣がある山の方へ戻ってきますので、夕方の時間帯に重点をおいて駆除してはいかかと思ひます。

また、今年ですかね、去年は奥、見立地区、今年度は、西白方地区が駆除対象となりましたが、今年はですね、城ケ下の上、向山、環境課の近くの方へもカラスが大変避難してきていると思ひます。

今後、来年も引き続きこの駆除も行ってもらわないといけないと思ひますが、環境課、こちらの方への銃の使用ができるかどうか、また調べとってもらいたいと思ひます。

丸尾町長が常におっしゃっておられます町民の安全安心を言われるのならば、今後ですね、イノシシ対策、イノシシと人間との住み分けを今後は考えていかなければいけないと思ひますので、今年度のこの予算を地元負担なしでも、対策が立てられるようお願ひしたいと思ひます。

以上です。

建設課長（島田 和博）

村井保夫議員の再質問なり要望であろうと思ひますけれども、真摯にそれは受け止めまして、未整備地区の早期整備、先程申しましたけれども、水路の点検等、詳細についてはもう一度県に説明を求めまして、報告をしたいと思ひますし、議員のお気持ちの方を県の方に報告し、一日でも早い、一年でも早い完成を目指していきたいと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思ひます。

議長（志村 忠昭）

いいですか。

村井議員。

議員（村井 保夫）

確認のため。

丸尾町長がおっしゃる常に言われております安全安心の為にもイノシシ被害、安心して農業ができるように、また危険区域に関しては、安心して住めるように進めてもらいたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、4番、村井保夫議員の質問は終わります。

次に、3番、金井浩三君。

議員（金井 浩三）

一般質問。3番、金井浩三。

2点ほど質問させていただきます。

まず第1点目は、上下水道について。

4月11日の日本経済新聞の中に「総務省は全国の地方自治体に対し、上下水道事業の10年先までの収支計画を作るよう今夏から要請する。上下水道は市町村や都道府県が運営する。上下水道管や処理設備は高度成長期やバブル期に整備したものが多く、40年前後の耐用年数を超え始めている。各自治体は人口減や節水による需要の減少を踏まえ、施設の集約や小型化を進めているが、更新費の膨張を食い止めるのは難しい状況。これまでも料金の引き上げに動く自治体はあったが、住民や議会の反対にあい断念する場合が多かった。」と新聞に載っていました。

そこで質問します。

今後の上下水道の課題をどうとらえているのか。

また中長期的に考えることはしないのか、ご答弁お願いします。

続きまして第2点目は小中学生の不登校について。

今年8月8日の四国新聞に、「香川県内中学生の2013年度の不登校生徒は2012年度より11人増の829人で2年ぶりに増加した。県教委は学校生活の変化に対応できない中1ギャップが主な原因と分析。そこで13年度は県が各市町村に対してソーシャルワーカー配置に補助金を出し、6人増の24人に拡充したが不登校は増加に転じた。また小学生の不登校は141人で前年度から5人増となった。」とありました。

そこで質問します。

多度津中学校の不登校生徒の状況はどうなっているのか。

町内小学校もあわせて具体的な人数もお答えください。

また、不登校生徒への対応や、未然の予防策についてもお聞きします。

以上2点について、分かりやすくご丁寧なご答弁よろしくをお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

金井浩三議員のご質問のうち「上水道について」お答えをしまいたします。議員ご指摘のように、上水道の浄水施設をはじめ、排水管も老朽化が進み、耐用年数を超え始めております。

このまま老朽化が進み市町単位で更新事業に着手することになれば、各市町に大きな負担を強いることになるとの考えから、県下の市町共同で、上水道一元化を検討しております。

多度津町といたしましても、将来的に安全な水道水を安定供給することが町民生活を守る上で必須となりますので、上水道の一元化については、県下各市町の動向も踏まえながら検討しているところであります。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、ご質問に対しましては教育長をはじめ各担当課長より答弁をして参りますのでよろしくお願いを致します。

上下水道課長（河田 数明）

金井議員ご質問の 1 点目、「今後の上下水道の課題について」の答弁をさせていただきます。

まず、上水道事業におきましては、平成 16 年 6 月に厚生労働省が「水道ビジョン」を作成したことを受け、当町におきましても、安心・安定・持続・環境の各課題を整理し、水道事業の改革・改善に取り組んでいくため、平成 30 年を目標年次とした「多度津町水道ビジョン」を、平成 21 年 3 月に策定しております。

その中で、現状の分析・評価と課題の抽出を行い、今後の目指すべき方向や、目標を実現するための施策を検討し、水道事業整備計画をたてております。現在まで、その整備計画に基づきまして、大木水源地更新工事及び、朝日堀水源地取水設備工事並びに、耐震化も含めた老朽管更新工事を実施しております。今後の水需要の低迷により、水道料金の収入が減少傾向になりますが、「快適な暮らしに欠かせない水道の安全安定供給をめざして」を基本理念として、水道事業を経営してまいります。

次に、下水道事業につきましては、新聞に掲載のとおり、四国財務局より 10 年先までの収支計画を作成するよう指導があり、今後の使用料収入や事業費などを加味した収支計画を、作成したところでございます。

下水道事業は、昭和 59 年度に流域関連公共下水道事業として事業認可を取得し、随時事業認可拡大を行いながら整備を行ってまいりました。

計画区域の内、事業認可取得区域の汚水管の面整備を平成 23 年度に完了したことから、議員の皆様のご理解をいただいた上で、事業を休止しております。

今後は、雨水事業は実施しながら、築造から概ね 30 年を経過する管渠施設やポンプ場などの調査を行い、耐震化も含めた長寿命化計画を順次策定し、施設の更新及び地震や津波対策などを、計画的に行ってまいります。

上水道事業・下水道事業ともに、事業実施にあたっては、多額の費用が発生することから、計画的な維持管理など、効率的かつ経済的に事業を実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

金井議員の小中学校の不登校問題についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の通り、不登校の子どもの数は小学校から中学校になって多くなる傾向にあります。

それは本町だけではなく、県、全国的にも同様な傾向が見られます。

こうした不登校の問題について学校や町教委は、重要な課題であると認識し、

解決に向けて対処してきたところであります。

そこで、本町の不登校の現状、そして不登校対策の2点からご説明申し上げます。

「不登校」とは、何らかの心理的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況を言います。

本年7月末時点での多度津中学校の累計30日以上欠席者は15名です。

このうち不登校の生徒は11名です。

「不登校」に限って、過去の調査を見ますと、同様に30日以上欠席者が、平成23年度が19名、平成24年度、平成25年度いずれも18名となっています。また、小学校は本年7月末現在で2名、平成23年度が5名、平成24年度、平成25年度はいずれも3名となっております。

次に2点目の不登校生徒への対応、未然防止策についてですが、多度津町では、2名のスクールカウンセラーと1名のスクールソーシャルワーカーを配置し、中学校および4つの小学校で、定期的に勤務し、子どもたちや保護者に対して教育相談活動を行っております。

このことにより、不登校傾向を示した児童・生徒の状況を把握し、教職員と連携を図り、ケース会を開いて対策を検討したり、小・中の連携のある取組に生かしたりしております。

また、小・中学校では、定期的にアンケート調査を実施し、子どもたちの心身の状態を把握したり、児童生徒が安心して過ごせる「居場所づくり」に取り組んだりすることにより、早期発見、未然防止の対応をしております。

なお、不登校気味、或いは不登校に陥った児童・生徒に対しては、学級担任が中心となり、家庭訪問、電話連絡を繰り返しながら、保護者や地域の人たちと連携を図り、居場所の確認や支援体制の構築を行っております。

さらに、少年育成センター内に、教育支援センターいわゆる適応指導教室を設け、支援の先生のもとで不登校生徒が学習できるような場づくりを進め、学校への復帰を支援しております。

こうした場と機会を通して、子どもと子ども、子どもと教師、保護者と教師・関係機関とのよりよい関係づくりを図りながら、粘り強く不登校問題の解決を図っていかうと考えております。

また、新しい中学校校舎には、相談活動や個別指導により早期発見、早期対応ができるように、相談室だけではなく、カウンセリングルーム、保護者相談室などを設け、活用しやすい配置としており、不登校問題の解決のための教育環境を整えようとしております。

以上で、金井議員のご質問についての答弁とさせていただきます、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（志村 忠昭）

以上で、金井議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、金井議員、再質問があればお受けいたします。

議員（金井 浩三）

水道事業に関してなんですが、差し迫っての問題は北鴨の浄水場、また上下水道課が入居されている建物の老朽化、この辺が問題があると思うんですが、この辺はどう考えているのですか、ご答弁お願いします。

それと不登校に関して、全く出て来ていない生徒は何人いるのですか。

学校へ、長期ですね。

短期 30 日以上の方の方では分かりましたが、その中で全く出て来ていない方、その辺よろしくお願いします。

上下水道課長（河田 数明）

金井議員再質問のうち 1 点目の北鴨浄水場の更新の関係ですが、先程町長の方から答弁させていただいたように、今現在関係市町で共同化の検討をしております。

その中で結果によりまして、北鴨浄水場の更新の方も考えていかなければならないとは考えております。

それと私どもがおります建物の件でございますが、この建物は、ちょっと何年か忘れたんですが、近々に耐震対策は行なっております。

行なっておるということで、一応地震があっても耐えられると考えておりますので、今のところ更新ということは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

金井議員の再質問についてですけれども、本年度に入って全く学校に登校できていない生徒児童なんですけれども、今現在私が把握しとんは中学校で 1 名おるといのは聞いておるんですけれども、ちょっと詳細なことをもう一度確認して報告するという構いませんでしょうか。

議長（志村 忠昭）

金井議員、いいですか。

これをもって、3 番、金井浩三議員の質問は終わります。

ここで、休憩に入ります。

再開は、1 時ちょうどにさせていただきます。

1 時ちょうどに再開いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 13 時 00 分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続きまして午後の会議を始めます。

最初に、田尾教育長より金井議員の再質問に関し発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

田尾教育長。

教育長（田尾 勝）

金井議員の再質問についてお答えします。

本年度の4月から現在までで1日も登校できなかった児童生徒の数ということでした。

児童は0、中学校で1名いますのでお答えしたいと思います。

以上です。

議長（志村 忠昭）

そしたら一般質問に移ります。

13 番、門瀧雄君。

議員（門 瀧雄）

皆さん、こんにちは。13 番、門瀧雄です。

9 月議会にあたりまして、一般質問をさせていただきます。

2 件ほどさせていただきます。

まず、第 1 点目、未集金についてお伺いいたします。

多度津町の決算状況をみますと、多度津町の収入未収金がどこの課にも相当あるようですが、今後どのようにして回収しますかお伺いいたします。

先日私のところに、一住民が納税について尋ねてきました。

中讃（租税債権管理機構）が、私の生命保険を解約し、税金を差引きして、残った残金を取りに来るようにと連絡がありましたが、この税金は私の父が払ってくれる事になっているので、なぜこの様な手続きをしたのかと、税務課の職員に申し出ておりました。

その後の話は聞いておりませんが、その事についての対応が相手に十分に伝わっていないかと思われます。

その状況について、またお知らせ願いたいと思います。

次に、住宅の家賃の滞納者についてお伺いいたします。

家賃の滞納者につきましては、先の総務委員会において、町長に私が質問致しましたが、その後の状況についてどの様に取り組んでおりますかお伺いいたします。

税金なら差し押さえや、不能欠損も出来ると思いますが、家賃についてはその

様なことができないかと思われます。

町当局としてどの様に取り組んでおられますかお伺いいたします。

続いて2点目、多度津町内の小学校・幼稚園へのエアコン設置についてお伺い致します。

近年の夏には、日中 35 度位の温度が上がり、学校・幼稚園の授業も過ごしにくい日が続いたことと思ひます。

来年に新しく出来る中学校や、他の市町については、ほとんどエアコンは設置出来ているようですが、多度津町も考えてみてはどうでしょうか、お伺いいたします。

以上、終わります。

町長（丸尾 幸雄）

門瀧雄議員のご質問のうち「町営住宅の家賃滞納について」お答えをさせていただきます。

町営住宅の家賃滞納者が多く金額も多額にのぼっているのが現状です。

主に低所得者が利用されていることもあり、これまでは税金滞納者のようにシビアな対応は取っていませんでしたが、これからは、催促回数を増やしたり分納することを勧告していこうと考えております。

その中でも悪質だと思われる人に対しましては、法的手段による強制執行も視野に入れて、強く納入促進に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問に対しましては、教育長をはじめ各担当課長より答弁をして参りますので、よろしくお願ひを致します。

住民課長（矢野 修司）

失礼いたします。

門議員ご質問の1点目「未集金について」のうちの2番目「住宅の家賃の滞納者に対する取り組み」について、答弁を申し上げます。

はじめに、町営住宅の家賃滞納者に対する処分については、議員ご指摘のとおり、税のように差押や競売等により強制的に回収する権利を持たないため、いざ滞納処分を実施しようと裁判所への法的手段により効果的な債権回収手段を取らざるを得ないというふうと考えております。

さて、当町の町営住宅家賃滞納に対する取組方針についてでございますが、本年、執行部の中で各課が取り組むべき重点課題についての協議を順次実施した中で、住民課といたしましてはこの「家賃滞納の解消に向けた取り組み」をその一つとして提案させていただき、町長をはじめとする三役及び関係課長において共通認識と共通理解を得られたところであり、その内容は、適切な督促・催告を実施するとともに、止むを得ないと思われる特別に考慮すべき事情が存在しない、いわゆる「悪質滞納者」と判断される入居者に対しましては、法的

手続きも辞さない厳しい対応で臨んでいくというものであります。  
その後実際に行った対応でございますが、複数の高額滞納者に対しまして個別面談の呼出状を送付し、その内の数名に対し「滞納の現状に対する認識」と「それを理由とした退去」それを前提といたしまして面談を行いました。  
その結果、どうしても引き続き入居を希望する滞納者につきましては、実現可能で確実な返済計画を盛り込んだ誓約書を提出させるとともに、やむなく退去の申出のあった滞納者についても同様の誓約書を提出させ今後の返済について確約を取ったところでございます。  
福祉施策の一環という側面も持つこの公営住宅という制度の趣旨をしっかりと理解することと併せまして滞納者のそれぞれの生活状況にも十分配慮しつつ、今後も今回と同様のアプローチを引き続き実施することで、「滞納額の順次縮小」はもちろんのことでありますが、それにも増して「これ以上滞納額を増やさない」という最重要課題を実現できますよう、悪質滞納者だけでなくそれ以外の小額滞納者に対しましても毎月の督促そして催告を確実にかつ適切に実施してまいりたく考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

税務課長（中川 隆弘）

門議員ご質問の、1 点目「未収金対策について」のうち、税に関する部分についてお答えを申し上げます。

町税は本来、納期限内に自主的に納付することが原則となっております。

しかし、納税者が定められた納期限までに納付しない場合は、地方税法の規定によりまして、納期限後 20 日以内に督促状を発送いたします。それでも納付のない場合は、法令の規定はございませんが、催告状を発送し自主的な納付勧奨を行っているところでございます。

また、平成 21 年度からは、税務課管理係に嘱託職員 2 名を配置し、督促、催告を行っても納付のない者に対し、町独自の催告通知や電話催告等によるきめ細やかな納税相談を実施するなどし、少しずつ成果の見えてきたところでございます。

特に平成 25 年度からは、口座振替推進キャンペーンの実施や新規滞納者へ対し早めの催告通知を行うなど、初期滞納の徹底した抑制と、滞納の長期化防止に努めているところでございます。

しかしながら、どうしても年度内に納付されない滞納繰越分については、計画的に分納誓約が履行されている者等を除き、より効率的で厳正な滞納整理の促進を図るために、債権回収の専門的組織である中讃広域租税債権管理機構に債権の移管手続きを行っているところでございます。

機構では、その専門的知識やノウハウを活かしながら、再三の催告に応じない

者、累積滞納者、また納付誓約不履行の者など、滞納者個々の具体的状況を的確に判断しながら、国税徴収法等関係法令の規定に基づき、財産調査や所得調査を行い、差し押さえや公売など、適時・適切な滞納処分の執行がなされているところでございます。

また、一方で滞納者の資力の喪失や所在の不明等、将来において町税を徴収できる見込みのない場合は、地方税法の規定に基づき、速やかに滞納処分の執行停止や不能欠損を行うなど、滞納額の縮減を図っているところでございます。いずれにいたしましても、町税につきましては、まずは納期内納付、自主納付の意識高揚を徹底し、納期内に納付している多くの町民の皆様にご不公平が生じないように、関係機関との連携を密にしながら、法令に基づいた効果的・効率的な滞納整理業務を推進し、より一層の収納率・収納額の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

上下水道課長（河田 数明）

門議員ご質問の、1点目「未収金について」の内、上下水道料金について答弁をさせていただきます。

上下水道料金滞納者に対しまして、現在行っている滞納整理業務につきましては、平成25年度実績を例にしますと、督促状等を毎月約900名に発送し、催告書を年4回、3ヶ月毎に約1,020名に発送しております。

また、上水道と下水道を合わせた料金が、5万円以上10万円未満の方に対しましては、停水予告書を送付し、10万円以上の方に対しましては、停水予告の為に二人一組で訪問し、滞納理由の聞き取りや、支払い方法などの相談をし、料金の支払いを促しております。

さらに、催告及び停水予告に対して反応の無い方には、職権停水を行ったところ、分納などの誓約や料金の納入がございました。

これらにより滞納者から、上水道料金につきましては約1,300万円、下水道料金につきましては約130万円の納入がありました。

尚、転出した滞納者に対しましても、納入を促す電話や納付書送付を随時行っております。

しかしながら、住民票を置かないで居住し、その後転出した場合や、転居を繰り返し所在不明になっている場合、また本人が死亡しており、家族もいない場合など、徴収が実質的に不可能なケースもあることから、上水道料金につきましては、毎年、十分に精査した上で、年度末を目途に不納欠損処理を行い、未収金額の適正な管理に努めております。

また、下水道料金につきましても、本年度から上水道の資料などを確認の上、不良債権であるものについては、年度末を目途に不納欠損処理を行いたいと考

えております。

今後も現在の滞納整理の取り組みを継続しつつ、住民要望の強い、コンビニでの納入など新しい納入方法も視野に入れて、未収の解消に努め、財政の健全化を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

門議員の「町内の小学校、幼稚園のエアコン設置」についてのご質問にお答えします。

「町の方針・考え」については6月議会でもお答えしましたが、幼稚園・小学校は災害時の住民避難先ともなっていること、児童生徒の健康保持を図る上で、教育課の重点施策の一つとして、幼稚園・小学校への空調施設について検討しております。

その結果として、全園児が集え、また緊急時に保健室的な役割も果たす幼稚園の遊戯室への設置を、来年度より順次、進めていきたいというふうに考えております。

小学校につきましては、予算や町内の4小学校の教育環境における特徴も勘案しながら、「児童の健康・体力づくり」と「快適な教育環境」の在り方やその関係性について真摯に探る中で検討してまいりたいと考えております。

以上門議員のご質問に対しては、以上のように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、門議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、各担当課長からありましたが、門議員、再質問があればお受けいたします。

議員（門 瀧雄）

不納欠損処分についてですねお伺いしたいと思います。

不納欠損処分をすると税金はもう取れませんが、その金額が相当あるんで中にはこれ取れるんじゃないかなというような疑問もあるんですが、例えば軽自動車税がですね、47万円ですか、今度不納欠損するのは。

現実にまだ自動車、これ走っておるんじゃないかなというような感じがするんですが、徹底的な処理は執行部の方でしておると思いますが、そういうことはないだろうと思いますがいかがですか。

それと固定資産税を不納欠損処分するということは、固定資産の不納欠損処分どういうことかなとつい疑問を持つのですが、取れないということで相続とかそういうふうなんでそのまま取れないんじゃないかなと思うんですが、例えば催告状再々出すとかいうようなことで、即不納欠損に落とすのではないが、権利を残すというふうな部分もあってええんじゃないかなというような気がする

んですね。

そういうことはどういうことかと言いますと、当然払わないかん税金が払わないというんで得をする人ができる、不公平ができるんじゃないかなと思います。それとですね、町営住宅のは、厳しいに徴収するという意向を聞いたんで安心したんですが、今から10年ぐらいですか、人の名前言うと役場の職員で優秀な人ですけども、年内大方100%の徴収しておった人がおるんですね。

ええことやから名前言うてもええんかなと思うんですけども、その当時の高畠くんやっただと思うんですが、実績が相当優秀な実績で町営住宅を徴収しておったという話を、僕が聞いとんですけども、それは人間、得意不得意、専門的なところがあるんで、その徴収は上手なかつたんかも分かりませんが、そういう面です、我々は職員を入れ替えはできませんけども、町長の裁量です、そういうようなことも考えてしてくれたらありがたいんじゃないかなと思います。

そういうことで、どのように考えておるかお願いいたします。

税務課長（中川 隆弘）

門議員の再質問にお答えをいたします。

不納欠損についてのご質問だと思いますが、不納欠損を行うということは町の債権を放棄するということでありまして、少ないことに越したことはないと考えております。

しかしながら、先程答弁でも申しましたように、財産調査、これは国税徴収法等の関係法令にのっとりまして徹底した財産調査や所得調査を行いまして、はっきりしたものにつきましては当然滞納処分をかけていくというふうにしなないと不公平になっていくと思います。

ただどうしてもそういう財産調査を行った結果、結果として財産がない場合がありますとか、死亡している場合であるとか、例えば先程固定資産税のことを申されましたが、例えば法人が倒産をしてしまいますと、もう銀行とか様々な債権がありまして、なかなか税の方まで配当が回ってきません。

そういうときには、いくら待っても入ってこないというような状況にもなりますし、また、最後に不納欠損行なわないことによりまして、最終的に生活を脅かすようになってもなりませんし、そこらあたりを地方税法の規定にのっとりまして、適切に判断しながら5年の時効でありますとか、執行停止を3年かけまして、そこから不納欠損をしていくとか、その辺りは関係法令等もまた関係機関と連携を密接にしながら、不納欠損をしているところでございますので、そういうことでご理解を賜りたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今税金にしましても、それから町営住宅の家賃にしましても多度津町の住民の皆さん方の公平公正さを確保するという原則の中で、そういう皆さん方からは受益者負担の意味合いも込めていただいているのが、当然だと思っています。その為に私どもがしなければいけないのはまず、税金の場合は、税というのは納税の義務がありますので、これは国民の義務として必ずやっていただくということ。

また町営住宅の家賃にいたしましても、住民皆様方が公平な立場で公正に私どもはやっていかなきゃいけないので、滞納者には厳しくと言えども語弊があるかも知れませんが、出来るだけ滞納がないように努めてまいります。

ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

門議員、いいですか。

以上を持ちまして、これをもって13番、門議員の質問を終わります。

次に、5番、隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子でございます。

通告に従いまして順次一般質問をさせていただきます。

1点目は、総合健診にピロリ菌の検査を導入にすることとがん教育についてであります。

2つ目は、ロコモティブシンドロームについてであります。

3つ目は、交通安全対策についてであります。

以上3点について質問をいたします。

1点目は、総合健診にピロリ菌の検査を導入することとがん教育についてであります。

9月は「がん征圧月間」です。特定健診、後期高齢者健診、前立腺がん健診、骨粗しょう症検診、歯周病検診、などは、9月30日（火）まで実施となっております。

まだ受診をされていない方は、期間内に忘れず受診していただきますよう宜しくお願いをいたします。

平成24年の香川県のがんによる死亡者は、全体の26.2%、多度津町内においては、33.9%、死亡原因の第1位を占めております。

国民の2人に1人がかかる病気。

早期発見、早期治療すれば非常に高い確率で治せる病気であります。

また、胃がん発症の予防にピロリ菌の早期発見と除菌が大変重要であると思っております。

また、小学校、中学校で生活習慣病と関わりの深い病気とがんについて正しい

知識と理解を深めるため「がん教育」を設ける必要があると思います。

そこでお尋ねをいたします。

多度津町において、今後のお考えをお聞かせ頂きたいと思います。

2点目は、ロコモティブシンドロームについてであります。

ロコモは、骨や関節、筋肉などの運動器の障害のため「立つ」「歩く」といった移動能力が低下し、寝たきりや介護が必要になる危険性が高い状態を指します。

これは、2007年に日本整形外科学会によって提唱された概念であります。

人間の骨や筋肉の量は、20～30代でピークを迎え40代以降は、加齢とともに減少していきます。

ロコモは誰しもがなる可能性があると思われます。

ロコモになると、歩行時などに、膝が痛む変形性関節症、骨がもろくなる骨粗しょう症、加齢で骨が変化して腰痛になる変形性腰椎症、といった病気を発症しやすくなります。

要支援、要介護になった原因の約23%が骨折や関節疾患といったロコモに係る病気です。

ロコモは、脳卒中（21.5%）認知症、（15.3%）と並んで介護予防を阻む三大要因の一つなのです。

日本人の平均寿命は、男性79.55歳、女性86.30歳を記録をしています。

一方で健康で自立した日常生活を送れる期間を指す「健康寿命」は、男性70.42歳、女性73.62歳平均寿命との差は10年ほど開いています。

いつまでも健康で過ごすために、ロコモを予防していくことが、大切だと思います。

そこでお尋ねをいたします。

今後多度津町において、ロコモ対策の普及、予防啓発活動の取り組みについて宜しく願いをいたします。

3点目は、交通安全対策についてであります。

先日、天寿会主催の交通教室と落語の会が開催され、私も初めて参加をさせて頂き多に反省することもあり、大変有意義な会で次回も是非参加をしたいと思います。

今回で4回目とお聞きをいたしました。

また、ある地方紙に「ゾーン30」導入進むと大きく見出しが掲載されておりました。記事によりますと、住宅密集地や学校周辺などのエリアで車の最高速度を時速30キロに制限する「ゾーン30」が県内で増えてきている現状と、人身事故減少においても一定の効果があると書かれておりました。

私も歩いたり、車で走行しておりますと、通学路などで危険を感じたことがあります。

歩行者を守る取り組みとして必要性を感じたことが度々ありました。

そこでお尋ねを致します。

1つ、多度津町でも「ゾーン 30」の計画があるのでしょうか。場所はどこでしょうか。

2つ、交差点や事故多発箇所、横断歩道のカラー化などの整備はどのようになっているのでしょうか。

以上、3点でございます。

よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡美子議員のご質問のうち「交通安全対策について」お答えをさせていただきます。

香川県はご存じのように人口 10 万人当たりの交通事故死亡者数は一時、全国ワースト 1 位になったことがあるくらい、交通事故の多い県です。

最近はなんとかワースト上位を免れてはいますが、県を挙げての交通安全対策に取り組んでいる成果だと思っております。

多度津町でも校区ごとの交通安全を守る会や交通指導員の方々によって、通学時の立哨や交通事故が起きやすい時間帯には、交通指導を行っていますし、幼稚園児や保育園児対象の親子交通安全教室も定期的に開催し、事故対策と啓発活動を継続しております。

その上で、道路形状や道路の利用頻度により、横断歩道のカラー舗装化や信号機、カーブミラーの設置等さまざまな対策を施して、交通弱者である子供達や高齢者の方々を守っておりますので、ご理解賜りますようお願いを申しあげ、その他のご質問に対しましては教育長をはじめ各担当課長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

総務課長（石原 光弘）

隅岡議員ご質問の 3 点目、「交通安全対策について」お答えいたします。

議員もご存じのとおり、ゾーン 30 は生活道路での歩行者等の安全な通行を確保することを目的に、それまでは道路ごとに速度規制を行っていたのに対し、区域を定めてエリア内の道路全体に時速 30 キロの速度規制をするものです。また、速度規制に併せて路面標示や標識等の安全対策を行い、ゾーン全体の車両の走行速度の抑制を図るものであります。

多度津町内では、京町・元町・本通一丁目・仲ノ町のそれぞれ一部を含む区域が計画されており、丸亀警察署交通課で関係する自治会と話し合いを進めているようでございます。

路面標示や標識の位置等について、具体的に関係する住民の方と話し合いを行い、町道部分の道路標示については、建設課とも協議を行っております。

次に、交差点や事故多発箇所、横断歩道のカラー化の整備についてでございますが、県内各地でカラー化をしているところが多く見られておりますが、現在は県道がほとんどであると理解しております。

町道におけるカラー化については、経費等の関係もあり取り組みは難しいと考えております。

本町におきましては、交通指導員、交通安全を守る会等関係団体の意見や地元の要望等を取りまとめ、春と秋に交通安全施設等の現地診断を行い、その結果に応じて、交通の規制関係は警察、その他道路標示については各道路管理者が施工しており、横断歩道の強調表示等についても必要に応じて要望し、できる限り交通安全施策の充実につなげてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、隅岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の「がん教育」についてのご質問にお答えします。

隅岡議員の質問に対して、がん教育の進捗状況を中心にご説明申し上げます。香川県では平成 23 年度 10 月、がん対策を総合的に推進することを目的とした「香川県がん対策推進条例」が制定され、条例の第 14 条に、「がん教育の推進」を定めております。

そこで、議員ご承知のとおり、香川県、香川県教育委員会が連携を図り、教員の研究団体である香川県小・中・高等学校の研究会の協力のもと学校におけるがん教育の推進を図っていくことになりました。

その成果が、平成 26 年 3 月に、「香川県がん教育の手引き書」とがん教育プログラム教材が DVD の形で発刊され、各校に配布されました。

それを受ける形で、町内の学校においてはそれぞれの学校の教育課程に位置付け、小学校・中学校の学級活動、保健の授業、高等学校では保健学習というふうに、系統的に実施することが可能になりました。

この手引き書や新しい教科書をもとに共同で更に教材研究を進め、町内のすべての学校で、学校の主体性を大切にして「がん教育」が展開できるように指導、助言をしていきたいと考えております。

以上、隅岡議員のご質問に対しての答弁とさせていただきます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

福祉保健課主幹（氏家 幸子）

隅岡議員の 1 点目の「総合健診にピロリ菌の検査を導入することについて」のご質問にお答えいたします。

平成 24 年度、多度津町でがんにより死亡された方のうち、部位別の第 1 位は胃

がんであり、18名の方が胃がんで亡くなられております。

慢性胃炎や胃潰瘍、胃がんなどの原因の一つとして、約30年前に発見されたピロリ菌が胃に悪影響を及ぼすことが分かってまいりました。

そして、日本人の約50%がピロリ菌に感染していると言われておりますが、感染者のうち胃がん発見率は、年間0.4～0.5%と言われております。

感染していても殆どの方は症状も無く、知らずに元気で生活されている方が多いと思われまます。

現在、市町で実施するがん検診は、健康増進法による事業として位置づけられ、国の指針に基づき実施しております。

その中で胃がん検診は、胃エックス線バリウム検査を推奨しており、判定結果は、医師2名による二重読影と、過去に撮影したエックス線写真と比べる比較読影の二種類の方法を実施しており、精度管理にも優れ、胃がんの早期発見に非常に有効であるとされております。

現在、医療機関でのピロリ菌の検査は、慢性胃炎や胃・十二指腸潰瘍など特定の胃の疾患があり、胃カメラ検査を実施された方に保険適応で実施しております。

検査の結果、陽性と判定されて除菌治療をする場合でも、特定の胃の疾患があり、胃カメラ検査と併用することで保険適応となり、それ以外の方は自費であり費用は高額となっております。

また、ピロリ菌検査の実施や必要性の有無と、感染者への治療や費用も含めた説明や同意は、医師により判断・実施されるものであり、医療の領域と考えられますので、町が広く一般住民対象に行う検査としては難しいと判断いたします。

現在のところ、国や日本対がん協会でも市町が実施する胃がん検診は胃エックス線バリウム検査を推奨しており、県内の市町でもピロリ菌の検査を実施している自治体は無いことより、現段階では導入は考えておりません。

今後、国や日本対がん協会でもがん検診の実施方法が見直される中で、医師会の先生の専門的なご意見と、費用対効果、また、近隣市町の動向などから総合的に判断して参りたいと考えております。

さらに、がん検診の受診率向上に向けた受診勧奨と、がん予防の普及啓発に努めることで、がんの早期発見、早期治療に繋げてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げて隅岡議員への答弁とさせていただきます。

2点目の「ロコモティブシンドロームについて」のご質問にお答えいたします。

加齢や生活習慣病が原因で、骨や筋肉などの運動機能が衰えるロコモティブシンドロームは、現在、新たな国民病とも言われ、国も平成25年度からその認知

度を高めようと健康日本 21 において、高齢者の健康のための目標に、ロコモを認知している人の割合を平成 34 年度には 80%に増加させることを掲げております。

このことを受けて、本町においても昨年度より、まずは、ロコモティブシンドロームとは何かを知って頂こうと、普及啓発をはじめております。

昨年度は、町広報誌 1 月号から 4 月号で健康マメ知識として、ロコモを 4 回シリーズで取り上げ、啓発いたしました。

また、食生活改善推進員が実施した各地区での講習会において、骨密度測定と保健師によるロコモについての講話を実施したり、地区の健康づくり教室や福祉保健推進員だより等を利用して啓発を行いました。

今年度も、関係団体の研修会や保健師活動で、ロコモの講義を行ったり PR するように心がけておりますが、メタボは知っているがロコモは知らない方が多く、認知度はかなり低いと感じております。

また、10 月 19 日に開催を予定しております健康フェスタにおいては、骨密度測定を実施し、その際にロコモについてのチラシを配付しながら、個別に PR を行いたいと考えております。

12 月からの健康づくりセミナーにおいて、健康運動指導士によるロコモについての講義と実技、管理栄養士によるロコモ予防のための食生活を中心とした講義などを継続して実施し、普及啓発を行う予定です。

一方、ロコモに関連した疾患である骨粗しょう症については、平成 18 年度より、40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの女性を対象に骨粗しょう症検診を実施しておりますが、検診後は、保健指導の必要な方を対象に健康教室や地区での健康相談で運動や食生活のフォローを行っており、今後も継続して実施してまいります。

超高齢社会を迎え、誰もがいつまでも健康で自立した生活が送れるよう、来年度、健康たどつ 21 計画の見直しの中で、保健活動の重点課題の一つに掲げ、積極的な普及啓発に努めたいと考えております。

また、地域包括支援センターとの連携も密にし、関係団体の方々のご協力も頂きながら、早めの予防対策を勧めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げて隅岡議員への答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、隅岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、各担当課長からありましたが、隅岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（隅岡 美子）

ロコモティブシンドロームの方は、本当に広い健康づくり、多度津町健康カレンダー、目指そう健康生き生き人の中で、本当に先駆けて 12 月にロコモテ

イブシンドロームって何、また1月には、私にできるロコモ予防、また2月にはコツコツ食べてロコモ予防といったロコモに関するセミナーが、されておるということで、町長をはじめ関係各位に本当に敬意を表したいと思います。

ありがとうございます。

そしてまた、10月の健康フェスタでも言われましたように、チラシ配布をしてまだまだ認知度は低いようなので、ぜひ強力で普及啓発をしていただきたいと思います。

またがん教育については、先程教育長が申されました通り手引書、そしてDVDも配布ということで、そのDVDの内容は小学校へ行ったら見せていただけるんでしょうかね。

可能なんじゃないかな。

また、見たいと思います。

それと交通安全対策でございますが、ゾーン30ということでやはり私が思うのは、各小学校の通学路が主でないかなってこのように思います。

例えばずっと終日でなくて、通学路の時間帯を指定をして、何時から何時までをゾーン30に指定をすとか、そういったことは可能なのでしょうか。

答弁お願いいたします。

総務課長（石原 光弘）

隅岡議員の再質問で、議員ご質問のとおり小学校近辺について確かに必要であるとは、私個人的には思います。

そういう時間帯の指定ができるかどうかは今後の警察等と一度協議させていただきまして、今後の方針を決めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

隅岡議員、よろしいですか。

議員（隅岡 美子）

総務課課長が申されたように今後しっかりと協議をしていただき、児童をしっかりと地域、行政みんなでこう子供を守っていくということで、ぜひ強力で推進をお願いいたします。

これは要望でございます。

以上です。

議長（志村 忠昭）

これをもって、5番、隅岡議員の質問は終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員尾崎忠義でございます。

私は、平成 26 年 9 月多度津町議会第 3 回定例会におきまして、町長及び教育長そして各関係担当課長に対し、1. 地球温暖化による気候変動の影響に伴う記録的大雨、豪雨による土砂災害危険個所の整備促進対策について、2. 不登校児童の増加といじめ問題について、3. 町内自営業者のために、住民健診事業の夜間検診の実施実現についての 3 点を一般質問をいたします。

まず最初に「地球温暖化による気候変動の影響に伴う記録的大雨、豪雨による土砂災害危険個所の整備促進対策について」であります。

今年の夏は相次ぐ台風 11 号、12 号で甚大な被害を受けたお隣の徳島、高知両県をはじめ、8 月 20 日未明から明け方にかけての広島市等の各地での記録的大雨による大災害で深刻な被害が出ております。

被災地へのお見舞いを申し上げるとともに、命名された「平成 26 年 8 月豪雨」での災害被災者への救援募金などの熱い支援を呼び掛けるものであります。

近年は、気候変動の影響等により、降雨規模が大きくなる傾向があり、極端な豪雨が増える傾向がみられ、豪雨による土砂災害から住民の安心、安全、財産を守るためにはどうすればいいのかが今問われております。

9 月 1 日の「防災の日」は、1959 年に約 5000 人の犠牲を出した伊勢湾台風の翌年に、関東大震災発生の日になんで制定をされました。

日本列島は、この夏も台風や記録的豪雨に襲われ、各地に大きな被害をもたらしました。

地震、津波、火山の危険などもあり、日本のどの地域も災害とは決して無縁ではありません。

本格的な台風シーズンも迎え、災害による犠牲者を出さないためにも国、県、町は今までの教訓に立って、国土と地域の危険個所などを総点検し、本格的な対策に全力を挙げることが急がれます。

国土交通省の検討会は、土砂災害の特徴について、前兆現象が不確実で危険が切迫していることを現地の状況から判断するのは難しく、「市町村にとっては適切な警戒避難体制がとることが難しい災害」と認めております。

1967 年～2011 年の自然災害の死者、行方不明者（阪神淡路大震災と東日本大震災を除く）このうち約 4 割を占めるのが、土砂災害の犠牲者となっております。そこで、2013 年 10 月の東京都大島町での土砂災害を教訓に設置された国土交通省の「土砂災害対策の強化に向けた検討会」は、今年 7 月に提言を取りまとめております。

その中で「気候変動の影響等により、極端な豪雨が増える傾向が見られる」と指摘されております。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定は、警戒避難体制を構築する上での基礎」（同区域等の）指定は十分とは言えず、危険な区域を住民が知

っておくためにも指定の推進は急務」としております。

土砂災害防止法は1999年（平成15年）6月29日に広島県内で起きた同時多発的な土砂災害で30人を超す犠牲者を出したのをきっかけに2000年（平成12年）に制定されたわけであります。

土砂災害の恐れがある「土砂災害危険箇所」を基に都道府県が調査して避難計画やハザードマップ作成が義務付けられる「土砂災害警戒区域」建物などの制限などができる「土砂災害特別警戒区域」に指定するなど、その内容になっております。

土砂災害危険箇所は全国で約52万5000カ所。

同法に基づく調査が終わったのは約38万カ所で、32都道府県が調査未了となっていることが分かっております。

今回の広島災害の特徴については、1. 狭い範囲内への3時間で200～250ミリという集中豪雨によって土石流危険渓流が一斉に崩壊したこと。

2 番目に土石流をもたらしたのは真砂土を中心とする斜面の表層崩壊と考えられ、今後さらに渓流への調査が必要との報告がありました。

また、1. 雨量と土砂災害発生の関係の精査や短時間集中豪雨による同時多発災害のメカニズムの調査の実施、2 番目に災害避難情報の発信と住民の避難行動の検討、3 番目に1999年の6月29日災害の教訓を生かせたかどうかの検証も大事だとの意見も出されております。

今回の記録的大雨をもたらしたのは、暖かく湿った空気が流入してくるところで積乱雲が次々と発生して発達しながら、風下側へ移動することの「バックビルディング型形成による線状降水帯形成によるものと発表され、過去、新潟県で河川の堤防が決壊をし、大きな洪水被害などをもたらした3年前の1911年（平成23年）の新潟、福島豪雨や今年の台風8号に伴う沖縄本島での大雨の際などにも、バックビルディング型形成による線状降水帯形成が起っていたことが確認され、条件がそろえば、日本のどこでもバックビルディング型形成による線状降水帯形成は起こると考えられると言われております。

「平成26年8月豪雨」の検証をもとに今後の秋雨前線による大雨の注意が必要と言われております。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目は、香川県は台風被害の徳島、高知両県に対して、それぞれ30万円の災害見舞金を送っておりますが、多度津町では広島を含め、各被災地に対してどういうふうな支援をするのか。

2点目には、洪水、風水害、金倉川洪水。津波高潮土砂災害、地震など想定される「防災のしおり」が平成22年3月に作成されており、その後の活用と最新の状況が反映できているのか。

また、その後の見直しについてはどうなっているのか。

避難場所は洪水、高潮、地震、土砂災害などの土砂災害などのどれに適應するかが定められておりますが、土砂災害での避難場所として安全な場所と言えるのかどうか。

3点目に、今回特に土砂災害ハザードマップが、(1)佐柳長崎地区(2)佐柳本浦地区(3)高見地区(4)見立南部地区(5)見立北部地区(6)奥白方西部地区(7)奥白方東部地区(8)西白方地区(9)東白方南部地区(10)東白方北部地区(11)山階兵田地区(12)山階岡地区(13)山階北山地区(14)青木北山地区(15)西浜本通地区(16)本通地区の16地区別に作成されておりますが、多度津町では危険箇所が66カ所、指定数が78カ所、指定率118%、マップ作製はできておりますが香川県の調査は完了していない現状では危険箇所の整備、促進対策はどうなっているのか。

4. 県内では花崗岩が風化したもろい地質が多く、今から40年前の1974年には、小豆島で死者が29人、1976年には小豆島、東讃地区で計50人が亡くなる大規模な土砂災害が発生しており、土砂災害については、記録的短時間降雨量とともに、各地域の土質、土壌水分量、表層崩壊、斜面崩壊つまりガケ崩れであります。これなどが予想される地域内で起きることが言われておりますが想定しているのかどうか。

5 番目に、町内では地形的に山を背に面したため池が多数あり、記録的豪雨、地震連動などによる複合災害によるところの土砂災害、ため池決壊が予想され、被害が最も拡大する深夜での発生時での避難誘導、避難経路、避難場所は万全かどうか。

6 点目に、町子ども会ではわんぱく寺子屋では、毎年非常食つまり非常用炊き出しとして実施をしておりますが、町としても、年1回は防災キャンプの実施や防災公園の設置をするべきだと考えるがどうか。

7 点目に、多度津町における過去の主な風水害では、梅雨前線による大雨、昭和56年6月20日～6月26日が、被害状況は床下浸水20戸、平成9年7月12日～7月13日には、床下浸水7戸、豪雨による平成13年6月19日～6月20日には、床下浸水が4戸、台風による被害につきましては、台風7号、平成10年9月22日に、床下浸水が86戸、台風10号が、平成16年7月31日～8月2日には、床下浸水が7戸、16号が、同じく平成16年8月30日～8月31日は、被害甚大でございます。

また18号につきましては、平成16年9月7日、これは重傷者1名、14号、平成17年9月5日～9月7日、床下浸水が12戸、台風12号が、平成23年9月2日～9月3日、床上浸水が1戸、床下浸水が81戸でございます。

これが台風です。

次に大雨による被害は、平成 17 年 7 月 2 日～7 月 3 日、床下浸水が 39 戸、平成 25 年 9 月 3 日～9 月 4 日が、床下浸水が 8 戸、そして突風、強風、暴風によるものとしては、突風としては、平成 20 年 9 月 21 日、負傷者が 1 名、強風が、平成 22 年 12 月 3 日、軽傷者が 3 名、暴風が、平成 24 年 4 月 3 日、非住家被害が 2 戸出ております。

そして複合被害といたしまして、大雨、雷、高潮が、平成元年 9 月 14 日、これは桜川水門周辺で起きております、床上が 4 戸、床下 245 戸でございます。

そして台風 16 号と高潮、平成 16 年 8 月 30 日～8 月 31 日、被害甚大でございます。

また低気圧の通過に伴う災害として、平成 2 年 11 月 4 日、床上が 8 戸、床下浸水が 158 戸となっております。

なかでも「災」の年でありました平成 16 年は、ご存じの通り観測史上最多の 10 個の台風が上陸をし、そのうち 6 個が四国に上陸して甚大な被害を出したことは記憶に残るところでございます。

そこで過去多度津町における「気象災害史」及び「災害写真グラフ史」を作り、後世に注意を喚起すべき作成創刊をしてはどうか。

8 点目に、災害時は自分のまわりだけではなく、上流から来る予測できない面も多く、現実には判断が難しいと思われておりますが、1 点目に処理しきれない量の瞬時の情報が寄せられる中での町の総合的判断。

2 番目には、人手が足りない。

平常時は 1 人の防災担当の係であり、兼務しており、専任者(専門家)がいない。

3 番目に、基準があいまい。

4 番目に、空振りが怖いなど各自治体での共通問題があり、特に深夜における局地的豪雨に対する非常時の対応策は町としてどうするのか。

また、防災ラジオの購入計画はあるのかどうか。

次に、「不登校児童の増加といじめ問題について」であります。

2013 年度に病気や経済的な理由以外で年間 30 日以上欠席した「不登校」の小中学生は全国で 7,000 人増え、2013 年度は今までの 5 年連続減から一転して増加したことが文部科学省の学校基本調査(速報値)で判明したとのことであります。

2013 年度の香川県内中学校の不登校生徒数は、前年度比 11 人増の 829 人で 2 年ぶりに増加したことも分かったと発表されております。

全国順位は、ワースト 15 位と前年度から改善したものの、生徒 1,000 人当りの不登校は、28.8 人で依然全国平均(27.0 人)を上回っております。

県内中学生の不登校は、生徒 1,000 人当りで比較すると 10 年、11 年度と 2 年連続で全国ワースト 2 位だったそうであります。

県教育委員会は、学校生活の変化に対応できない「中1ギャップ」が主な原因と分析しておりますが、個人的な悩みや家庭での問題解決に取り組む「スクールソーシャルワーカー」を配置するなど相談体制の充実に努め、12年度は前年度比103人減となり、全国ワースト9位まで改善したと言われております。

13年度は県が各市町に対し、ソーシャルワーカー配置に補助金を出し、6人増の24人に拡充したが、不登校は増加に転じたとのことであります。

全国的にも不登校生徒が増加しているため、生徒1,000人当りで全国平均をどれだけ上回っていたかで比べると前年度の2.8人差から1.8人差に縮まったとのことであります。

小学生の不登校は、141人で前年度から5人増、児童1,000人当たり2.6人と全国平均(3.6人)を1.0人下回っており、全国順位もベスト11位と前年度から2つあげたとのことです。

不登校の前に児童、生徒が学校を休みがちになる「潜在期間」があると指摘している県教委義務教育課は「本年度はソーシャルワーカーの質向上に向けた研修の充実などを図り、不登校の兆候を見逃さず早期対応に努めたい」とのことです。

そこで、去る7月24日(木)に、山形県天童市教育委員会が取り組んでいる不登校児童の減少と改善に大きな効果をあげている「天のわらべすこやかスクールプロジェクトについて」の議員視察研修に行き参りました。

天童市の教育委員会学校教育課では、平成26年度取り組みとして「いのちを大切にし、たくましく生きる子どもを育てる学校教育」として、①「自立」自分の考えをしっかりと持ち、表現できる子どもを育てます、②「共生」人と関わりながら自分の力を発揮できる子どもを育てます、③「信頼」家庭、地域との連携を深め、信頼される学校を作ります、の3つの目標を掲げ、重点施策として「天の童3つのプロジェクト」を実施してまいりました。

3つのプロジェクトの1つ目は、「いのち」を輝かせ自立していく子供を育てる学校を目指してということで『輝く「いのち」育みプロジェクト』、2つ目は、1人1人の子どものニーズに対応した教育を推進する学校を目指してということで『すこやかな「まなび」育みプロジェクト』、3つ目は、充実した体験を通して子どもの感性を磨くことのできる学校を目指してということで『豊かな「こころ」育みプロジェクト』の3つの施策であります。

このプロジェクトを作ったきっかけは、不登校児童の小学生が列車に飛び込み自ら命を絶った事件が発生したことから、深刻な問題として真剣に正面から受け止め、第三者委員会でのプロジェクトチームの結成となり、立ち上がったとのことでした。

そしてこの「すこやかスクール推進プラン」では、(1)天のわらべ輝く「いのち」

育みプロジェクトでは、①いじめ、不登校、体罰防止対策の推進、②子どもの成長をつなぐ教育の推進、③子どもの自立に向けた教育支援の推進、④たくましく生きる力の基礎を培う健康教育の推進などに、4,325万6,000円。

2つ目として、天のわらべすこやかな「まなび」育みプロジェクトでは、①特別支援教育の充実、②学力向上対策の推進などに4,448万7,000円。

(3)といたしまして、天のわらべ豊かな「こころ」育みプロジェクトでは、①地域の良さを再認識し豊かに学ぶ体験学習の支援、②感性を磨く文化、芸術の推奨、③視野を広げる国際理解教育の推進などに、3,039万円。

合計1億1,813万3,000円の予算を計上して事業を実施しております。

「天のわらべをすこやかに」1人1人の教育的ニーズのサポートとして、「天童市の全ての小中学校は、1人1人の子どもへの理解を深め、1人1人にあった支援や指導を行うことで子どもの持てる力を伸ばしていけるように特別支援教育を大事にしております。これは、全ての子どもの教育的ニーズを把握し、社会での自立に向けた丁寧な教育をしていこうというものでございます。今までは、一斉に指導されたことに従うことが良いとされておりましたが、これからはそれぞれの目標を見定め、周囲とコミュニケーションをとりながら、自分で判断したり、自分に合う学習方法を選んだりしながら、歩みはゆっくりでも、仲間と同じ方向に向かって学んでいく力が必要だと言っております。その様な状況の中、困り感のある子どもがみえてきました。先生や友達と一緒に頑張りたい気持ちはあるのに戸惑ってしまうことがあるようです。その困り感に周囲の大人が早い時期に気付いてあげ、その困り感に寄り添いながら目標を考えたり、その意欲を繋いだりすることで、本人のよりよい成長への支援をハッキリさせることができます。」と天童市教育委員会では述べています。

そして、不登校児童生徒の現状として、不登校児童の半数以上は発達障害の疑い、そして周囲の理解を得られないために適切な支援が受けられない、学力不振、友達と関われない、そして叱られる、自己肯定感が育たなくなる、そして最終的には学校に行きたくないとなっており、不登校の未然防止プラス学校巡回相談支援体制、2番目に、特別支援教育コーディネーター養成研修制度、3.すこやかスクール支援員の配置などを実施して、成果として、A.児童1人1人を大切にされた教育の実践、B.効果的な個別指導個別指導やチームティーチング、C.不登校の改善(5年間で46名が減少したそうでございます)、また課題として、a.教員の指導力の向上として授業改善と児童生徒理解、b.行政の支援体制の整備では、福祉の連携による早期対応、早期支援ということでありました。

また、いじめ問題については、去る9月6日(土)高松市生涯学習センターまなびCANにて中央大学学術講演会が開かれまして、講師に中央大学文学部教授

古賀正義氏が、「大津いじめ事件から考えることーリスク社会と応答の責任ー」と題して講演されました。

古賀教授は、①子どもや世論の対応の変化、②曖昧な「いじめ」の性格、③気が付き応答する責任の重要性について話され、大人がいじめに気付いて早急に対応する重要性を強調、また、「自分より弱い者に攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じるものとされていたいじめの定義が、昨年6月に成立したいじめ防止対策推進法では、「心理的、物理的な影響を与える行為」とされていたことを紹介されました。

「ネットでのいじめもあり、周囲が分かりにくくなっている。」と指摘されます。

大津市の中学生がいじめを受けて自殺した事件では、「学校側がいじめと理解しなかったうえ、事実を隠したために問題になった。」とし、「教員らが子どもの訴えに気が付き応答することが大切。」と論じております。

いじめ自殺が全国各地でおき、多くの人々が心を痛めております。

深刻化する「いじめ」を止めることは、学校や地域ひいては日本社会の切実な問題となっており、子供の命を守り、いじめ問題を解決していくために取り組むべき課題として緊急を要しております。

今日の「いじめ」は、人間関係を利用しながら、相手に恥辱や恐怖を与え、思い通りに支配しようとするもので、時に子どもを死ぬまで追い詰める事件に発展をし、ネットによる中傷、傷害、性暴力、恐喝などの犯罪とも繋がっております。

多くのいじめ被害者は、その後の人生も変えてしまうような心の傷を受け、大人になっても恐怖で社会に出られないなど後遺症に苦しんでいるところであります。

「いじめ」は、いかなる形をとろうとしても人権侵害であり暴力であります。

しかも「いじめ」はどの学級にもあると言われるほど広がっております。

責め合うような言葉を交わしたり、「遊び」や「ふざけ」として人を傷つくことを楽しんだり、その様子を周りで見っていたり、こうした風景が日常のものとなれば、子供達全体の成長に暗い影を落とすこととなります。

いじめ問題の課題は様々ありますが、とりわけ学校や全職員、全保護者、地域が正面から取り組み、事態を打開することが大切であります。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目は、山形県天童市の不登校児童に対する取り組みをどう考えるのか。

2点目には、町内各小学校4校ありますが、この不登校児童数といじめの発生件数はそれぞれどのくらいあるのか。

増加傾向にあるのか、それとも減少傾向にあるのか。

3 点目には、町内中学校での不登校児童といじめの発生件数はどのくらいあるのか。

学年別、男女別ではどのくらいあるのか。

4 点目には、不登校児童といじめにつながる小中学校でのそれぞれの件数はどのくらいか。

5 点目には、不登校児童、「いじめ」への対応策はそれぞれどうしているのか。また、実態調査をどのようにしているのか。

6 点目に、貧困と格差が今急速に広がっている中での教育の在り方としてどのような対応を考えているのか。

7 点目に、町内で「不登校、いじめシンポジウム」などを開催して共に考える機会を作り出し、多彩な顔触れのパネリスト達を中心に体験談や発言を聞き、じっくり語り合い話し合う企画を実施してはどうか。

最後に、「自営業者の為に、住民健診事業の夜間検診の実施、実現について」であります。

わが多度津町では自営業による個人事業者が多く、①飲食店及びクリーニング、理容、浴場業がそれぞれ 54 軒、②飲食料品小売業が 37 軒、③その他の小売業が 27 軒、④その他の教育学習支援事業が 13 軒、⑤専門サービス業(他に分類されないもの)11 軒、⑥織物、衣服、身の回り品小売業が 10 軒、⑦機械器具小売業が 9 軒、⑧職別工事業(設備工事業を除く)が 8 軒であります。

⑨宿泊業が 6 軒、⑩技術サービス業(他に分類されないもの)5 軒、⑪総合工事業及び設備工事業及びその他の生活関連サービス業各々4 軒、⑫金属製品製造業が 3 軒、⑬生産用機械器具製造業及び建築材料、鋳物、金属材料等卸売業及び技術サービス業(他に分類されないもの)が各 1 軒となっております。

この自営業の方々、昼間はとても忙しく、町の実施している健診にはなかなか行くことができず、健診を受けなかったために重症化して長期入院をされたり、命を落としたりする人が出てきております。

そこでお尋ねをいたします。

このようなことから、町の実施している保健事業や住民検診事業を国保での夜間検診を期日指定して、医療機関と提携しながら実施実現をして、病気の予防、早期発見によって国保の医療費のリスクを軽減させるために、また自営業者である町民の命と健康を守るためにもぜひ、実施、実現ができないものか。

以上、3 点について町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

以上です。

町長 (丸尾 幸雄)

尾崎忠義議員のご質問のうち、「地球温暖化による気候変動に伴う記録的な豪雨から町民皆様を守る様々な安全・安心対策について」お答えをしまいいり

ます。

本年は想定外の集中豪雨による被害が広島県をはじめ、関東、伊豆地方や北海道まで全国各地に甚大な被害をもたらせ、多くの方々の尊い命を奪ってしまいました。

お亡くなりになられた方々を含め、被災地の方々には、心より哀悼の意を込めてお見舞いを申し上げます。

多度津町でも台風 12 号、11 号が 2 週にわたり、続けて週末に襲ってきて、夏まつりが中止になってしまったのは残念でしたが、幸いにも大きな被害はありませんでした。

以前から河川の越水、冠水が度重なって起きていた町内桜川流域、山階西村地区の二反地川、奥白方の観音堂川も嵩上げや拡幅等改修工事が進んだおかげで、本年は今までのところ無事に経過しております。

これから台風シーズンに入っていきますので、心しておかなければならないと思っております。

急傾斜地での土砂災害やため池の決壊等、想定外も起こる事を念頭に入れあらゆる対策を施してまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、ご質問に対しましては教育長をはじめ、各担当課長より答弁をしてまいりますのでよろしくお願いを致します。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員ご質問の 1 点目、土砂災害危険箇所の整備促進対策についてお答えいたします。

1 番目の被災地に対しての支援ですが、災害見舞金は考えておりません。

2 番目の「防災のしおり」ですが、これは平成 22 年 3 月に作成され、自治会を通じて全戸に配布しました。

このしおりには避難時に必要な防災情報や避難場所一覧、各地区の浸水想定域や土砂災害危険区域、金倉川の洪水ハザードマップなど詳しくかつ、見やすいように作られており、各自治会での防災学習会や多度津町主催の防災勉強会・出前講座など幅広く利用しております。

その後、防災関係の法律が幾度か改正されており、また香川県が「南海トラフ地震による被害想定」を公表しましたので、これらのデータ、情報を精査して新たな「防災のしおり」を作成に向け、検討していかねばならないと考えております。

3 番目の、土砂災害等危険区域の調査はまだ完了していない現状での危険箇所の整備促進対策はとのことですが、この件については、香川県の調査が完了し、公表されましたら、具体的な検討をしてみたいと考えております。

4 番目の、斜面崩壊等の関係ですが、表層崩壊や斜面崩壊は大雨に見舞われた

ときに起こりえる現象で、対応として高松地方気象台と香川県土木部河川砂防課が共同で発表している「土砂災害警戒情報」や「砂防防災システム」にあるメッシュ図にて表示された土壌雨量指数により危険性を判断し、これらの情報を基に災害対応を適時適切に行ったり、住民の自主避難の判断等に利用できるようにしております。

5 番目の、深夜での避難ですが、深夜は昼間に比べて道路等が見えにくく、視界も悪くなります。

多度津町では深夜に避難することのないよう日中に避難するよう対策をとりますが、やむを得ず避難しなければならない場合は、一人で避難するのではなく、数人で声を掛け合いながら近くにある避難所へ避難するのが適切ではないかと考えます。

深夜の避難は特に危険でかえって二次災害に巻き込まれる可能性がありますので、十分注意をお願いしたいと思います。

また、がけ地から離れたところでは、自宅の2階へ避難することも適切ではないかと考えます。

6 番目の、「防災キャンプ」の実施等のご質問ですが、この件につきましてはすでに自主防災組織において町保管の非常食で賞味期限が切れる前の非常食を抛出しそれを利用し防災学習を行っておりますので、これからも協力できるところは協力してまいりたいと考えております。

また、防災公園の設置については、今後の検討課題であります。

7 番目の、「気象災害史」等を作成してはとのことですが、この件につきましては、改めて作成するにしても財政的な面もございますので、現在は考えておりません。

なお、四国災害アーカイブスというインターネットで各地域での災害記録が見れますので、一度ご確認いただければと思います。

8 番目の、深夜における非常時の対応策ですが、防災を担当する職員が少ない中、大きな災害時には、全職員が一丸となって対応していますが、専門的な知識を有する職員として、自衛官OB等の採用も必要かと考えております。

防災ラジオの購入計画については、まず防災行政無線の整備を先に行い、その後、各種情報伝達手段があるなかで防災ラジオは一つの手段として検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、尾崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の、不登校児童の増加といじめ問題についての7つのご質問に順次お答えいたします。

1 つ目の、山形県天童市不登校児童に対する取り組みをどう考えるのかというご質問についてお答えします。

天童市が、市の重点施策として、「輝くいのち」、「すこやかなまなび」、「豊かなこころ」の3つの育みプロジェクトを実施し、合計1億1,800万円の予算を計上し、教育課題を焦点化して教育施策に取り組んでおられることについて、本当に学ぶ点があると考えております。

本町でも、後で述べますような、不登校の実態がありますので、天童市の取り組みの参考にできる点については検討し、本町の教育施策の充実に努めたいと考えております。

2 つ目の、町内各小学校での不登校児童といじめの発生件数についてお答えします。

平成25年度の学校基本調査で、30日以上欠席した不登校児童は、多度津小学校1名、豊原小学校1名、四箇小学校1名、合計3名となっております。

また、いじめについては、多度津小学校1件、四箇小学校1件、白方小学校2件、合計4件となっております。

ここ数年の傾向では、不登校は減少傾向にあり、いじめは増加傾向にあると認識しております。

3 つ目の、町内中学校での不登校生徒の数といじめの件数の質問ですが、平成25年度の調査で、18名となっております。

またいじめの発生件数は、5件となっております。

4 つ目の、不登校児童といじめにつながる小中学校でのそれぞれの件数はどのくらいかという質問ですが、おそらくいじめと不登校の因果関係を問う質問ではないかなというふうに考えてお答えします。

不登校の原因には、様々な要因が考えられ、その要因が複雑に絡み合っていることから、原因を特定することは難しいと考えています。

しかし、平成24年度には、事例として中学校においていじめ、人間関係のトラブルが主な原因で不登校に陥った生徒についての報告がありました。

5 つ目の、不登校児童、いじめへの対応策についてお答えします。

共通して実施していることは、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談活動と、教職員の研修会、ケース会の実施、児童相談所などの関係機関との連携、そして協力をしながら対応をしております。

町費で各学校に派遣している支援員も、学校生活の中で不登校やいじめの早期発見、早期対応に大きく関わってもらっております。

さらに、不登校については、電話や家庭訪問での地道な対応に加え、教育支援センター(適応指導教室)での支援も実施しております。

いじめについては、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ

たり、児童・生徒会活動を通じて、子供同士の人間関係や仲間づくりを促進しております。

ご質問の中にある実態調査は、学校生活や家庭生活の中で困っていることや悩んでいることはないかを中心に、特定の子どもが書くわけではなくて、全員が書ける内容にして、各学校で定期的にまたは実態に応じて実施しております。これとは別に、いわゆる「生活記録」という、子供達と担任の先生が毎日連絡を取り合うノートの活用も、各学校で日常的に行われております。

こうした取り組みの結果、いじめ問題の多くは解消しています。

不登校についても未然防止が図られたり、改善の兆しがみえたりしてきた事例も多くあります。

6 つ目の、貧困と格差が急速に広がっている中での教育の在り方について、どのような対応を考えているかという質問に答えます。

就学援助を受給する家庭が増加傾向であることから、経済的に生活の厳しい家庭が増えているのではないかとすることは予想できます。

このような家庭とは、学校、教育委員会のみならず、福祉にかかわる諸機関と連携を密にしながら、お互い連絡を取り合い、法に沿って支援を行っていく所存であります。

また同様に、厳しい生活環境の中から派生する可能性のあるネグレクトや放任、児童虐待も見逃さずに、子供達を見守っていかなければならないというふうに考えております。

7 つ目の、町内で「不登校、いじめシンポジウム」などを開催してともに考える機会を作り出し、多様な顔ぶれのパネリストたちを中心に体験談や発言を聞き、じっくり話し合う企画を実施してはどうか、という質問にお答えします。

多度津町では、本年 8 月 28 日町民会館において、これも喫緊の課題である発達障害の理解とその対応について、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員及び保護者などを対象にして、「発達障害等に関わる専門性向上セミナー」を開催し、約 200 名の方の参加がありました。

今後は、発達障害だけではなくご提案の不登校やいじめなどの教育課題について学校内、町内においても専門家の意見を聞いたり、関係機関と保護者が一緒になって話し合ったりする機会を企画していくことを検討していきたいと考えております。

以上で、尾崎議員の質問に対する答弁とさせていただきます、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

住民課長（矢野 修司）

尾崎議員ご質問の 3 点目、「町内自営業者のための特定健康診査事業の夜間検

診の実施とその実現」について、それにつきまして答弁を申し上げます。  
議員のご質問にありますように、自営業者の方は本町が行っております「特定健康診査」の期間中に健診に行くことは難しいということに関しましては一部理解できる場所もございます。

ただ、この健診について現在本町が行っております特定健診は県医師会と町が契約を締結する「個別健診」であり、この健診に関しましては診療時間内での受診ということになっております。

住民の方の受診の機会を少しでも増やすため昨年度より、町内医師会に依頼をし、従来の健診期間、それまでは6月半ばから8月末まででございましたが、それを延長しまして6月初日から9月末までに延長をいたしたところでございます。

その結果、現在の本町の特定健診の受診率は、平成25年度実績で44%、対前年比で申し上げますと0.6ポイント上昇し、綾川町、まんのう町について県下市町で第3位の受診率となっております。

もちろん、まだまだ目標数値には達しておらず受診率の向上、又は住民の方の利便性を考慮し、尾崎議員からの質問にありますように夜間もしくは休日の健診につきましても検討してまいりたいと考えております。

もっとも実施するともなれば、現在の契約とはまた別途契約が必要となり、契約締結できる医療機関及びその費用に関しましても調査する必要が生じますことから、費用対効果、また近隣市町の動向も踏まえながら慎重に検討することが必要であろうと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

第1点目の、不登校といじめの問題について質問させていただきましたが、今、中学生というのは子どもから大人に変わる非常に大事な時期で、人生で最も繊細で心が揺れ動く時期でございます。

やっぱりこの中で1年生から2年生、3年生あるわけですが、特に1年生は入学して間もない、3年生は進学ということでございますが、2年生が一番不安定っていうんですかね、緊張感がちょっと無くなっている時期で、こんなこと言うとうと語弊になるかと思いますが、中だるみ状態で、友達関係とか教師との関係でなかなかそういう点ではうまくいかないというふうなことが言われております。

そういう意味で、今大事なことはやはりこのような中で起きる問題、不登校と

かいじめ、またその他の問題については、1 つは小学校から上がっていく子ども達でございますが、小学校では全体的な見守りというんですか、それが必要な時期です。

それから中学生になったらやっぱり自立心を養っていく過程である子ども達に程良い距離で支えていくということが必要な時期なんです。

そういう意味におきまして、これらに対する子どもが豊かに育っていくということは、いじめのない、それからそういう不登校のない学校にしていくということが大事です。

いろいろお話を聞きましたら、1 つは小学校から中学校へ上がっても勉強が遅れてると、分からないので、落ちこぼれいうたらおかしいんですけど、ついていけないということで、自分自身が、そういうやけになって、学習に対する取り組みができないということが、聞いております。

ですから、その一人一人の子どもにあった関わり方というのが、先生をはじめ学校内、或いは地域、保護者、そういう点が必要ではないかと思われませんが、そういう中で子どもがストレスの中で追い詰められているような状況が、本当に今あるのかどうかというのが1点お聞きしたいということでございます。

それと子ども自身がその様な状態の中での、子どもが問題行動を起こした場合に子ども自身が立ち直るまでの徹底した措置とケア、これについてはどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから2点目の、防災のことでございますが非常に繊細な答弁をいただきましたが、今非常に豪雨とか渇水とか極端化する気象状況の中で、対応していかないかんということで、非常に町役場の方でも、こういう体制の中で頑張っってそうしていかないかんということが、大変だということが、よくわかるわけでございます。

そういう意味で、ぜひ特に土砂災害いうのは、このハザードマップを見ますとそれぞれ避難場所いうのが全部違うわけですね。

三角入れとるところと丸というのが、全部項目別によって記載されております。ですから、先程言いましたように複合災害が起きた時に本当にそこが適当な避難場所になるのかどうか。

それから先程質問いたしましたけども、土砂災害の場合は土の種類によるということで、過去に大きな被害出したんですが、我々のところではそういう花崗土とか安山岩系とか凝灰岩系の土壌、それからやっぱり山の形態ですね。

これについて受ける水の面積からくる分と池の方に流入してくるということで、そこら辺の繊細なそういう被害が予想されるということも次のハザードマップに見直し言うたらおかしいんですけど、追加して詳しく住民に知らせる必要があると思うんですが、その点を1点お伺いしたいと思います。

それから最後の点でございますが、自営業者の住民検診の分でございますが、特定健康診断ということでございますが、これ他に国保で無職者とか高齢者とか病人、こういうなんも含まれているわけですからそういう意味において、医療保険が非常に必要になっておりますので、この疾病について悪循環をしないために、この実施を検討してぜひ実現をしてほしいと思うわけでございますが、この以上3点について再質問をいたしたいと思っております。

よろしくご答弁をお願いします。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員再質問で次回するマップの中で、いろいろ災害があるのをある程度きめ細やかに取り入れてという質問でございます。

確かにこの地震によります津波、それと洪水、雨による土砂災害、災害についてはたくさんありまして、今現在産業課の方でもため池ハザードマップを作成中であります。

そういうのを全てですね、1つの中で網羅するというのができるかどうかというのは非常に難しい問題でありまして、あまりにも情報を入れすぎたら住民の方が分かりにくいということで、今後ですねできるだけ分かりやすいような形のマップにしていきたいと考えておりますので、その辺りをご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問についてお答えします。

いじめとか不登校の問題についてなんですけども、今日小川議員からもちょっと話が出ておったんですけども、教育についての自立ということと依存の関係についてのお話があったんですけども、やはり中学校の問題は、小学校、保育所の問題と絡んでおるように私は思っています。

多度津町の教育において、保育所、幼稚園、小学校、中学校を通じて、子ども自身が自律的にいろんな物事を対処できていく、そういう力を計画的に系統的に付けていくということが、積極的な対応になるのではないかなというふうに思います。

対処的には、スクールカウンセラーとか或いは家庭訪問とかいうこともあるんだと思うんですけども、基本的には保育所、幼稚園から子どもにしっかりした表現力とか、或いは発言力とか体力とかいうのを、暫時付けていくということがいじめ問題とか不登校問題の一つの問題解決になるのではないかなというふうに思います。

それが1つです。

2つ目ですけども、ちょっと不登校のきっかけでいじめの事柄も少しあったの

で、ちょっと調べてみたんですけども。

平成 25 年 9 月の文科省による全国調査で、不登校のきっかけは何かということ  
を、全国のデータをまとめたものがあったんです。

これも参考になるなというふうに思いました。

3 つあって、そのきっかけになったのは、学校に係る状況が 1 つのきっかけに  
なったのではないかと、それと家庭に係る状況が 1 つのきっかけになったので  
はないかと、また本人に係る状況がきっかけになったのではないかと、この 3  
つに分類して最も多かったのが本人に係る状況で不登校になったということで、  
不安など情緒的混乱が 26.5%、無気力が 24.4%、遊び・非行が 9.6%、本人の  
そういう状況というの大きなきっかけになったと。

2 つ目が学校にかかる状況で、この中にいじめの内容も入っておったのですけ  
ども、いじめの割合は非常に少なく、それ以外にこの時には文科省はいじめ  
を除く友人関係のトラブル、問題が不登校にきっかけになった、これが 14.3%  
といじめの 2 倍も 3 倍もある状態でした。

だから少しの人間関係のトラブルというのが、何らかの原因で不登校に繋がって  
おるというデータが見えています。

また、もう一つ大きなのが家庭に係る状況で出てきたのが、親子関係をめぐる  
問題、これが 10.9%。

またその次に多いのが家庭環境の急激な変化、というふうに家庭にそういう状  
況が起きたのが、きっかけの一つになった。

おそらく 3 つの要因が複雑に絡み合っているんだけど、そこに問題解決の糸  
口があるのではないかな。

もっと簡単に言うと、やはり原点に帰るんですけども、学校と家庭と地域が協  
力して教育問題について取り組んでいく、ということが大切だということをご  
このデータは示しているのではないかなあというふうに思います。

多度津町教育委員会としてもこういうデータを大事にしながら、問題解決を  
図っていききたいなというふうに思います。

以上です。

住民課長（矢野 修司）

失礼いたします。

3 点目の、特定健診に関しましては再質問というより要望に近いものなのかな  
とは思いますが、我々行政といたしましても尾崎議員がおっしゃる通りですね、  
各種検診を通じて疾病の早期発見、また早期予防を通じまして、住民の命、ま  
た健康を守ることで最終的には国保の健全財政運営に寄与するというようなこ  
とを目標として、あくまでも受診率を向上させていくということを念頭に置き  
ながら夜間受診、休日受診もその一つの方策であるというスタンスに立ちまし

て、あらゆる方向で検討してまいりたいというように考えておりますので、ご理解をいただいて再質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（志村 忠昭）

尾崎議員、よろしいですか。

議長（志村 忠昭）

これをもって10番、尾崎議員の質問は終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

たいへんお疲れさまでした。

散会 午後1時00分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 26 年 9 月 18 日  
第 3 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 26 年第 3 回多度津町議会定例会議事日程

9 月 18 日（木）午前 9 時開議

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 一般質問